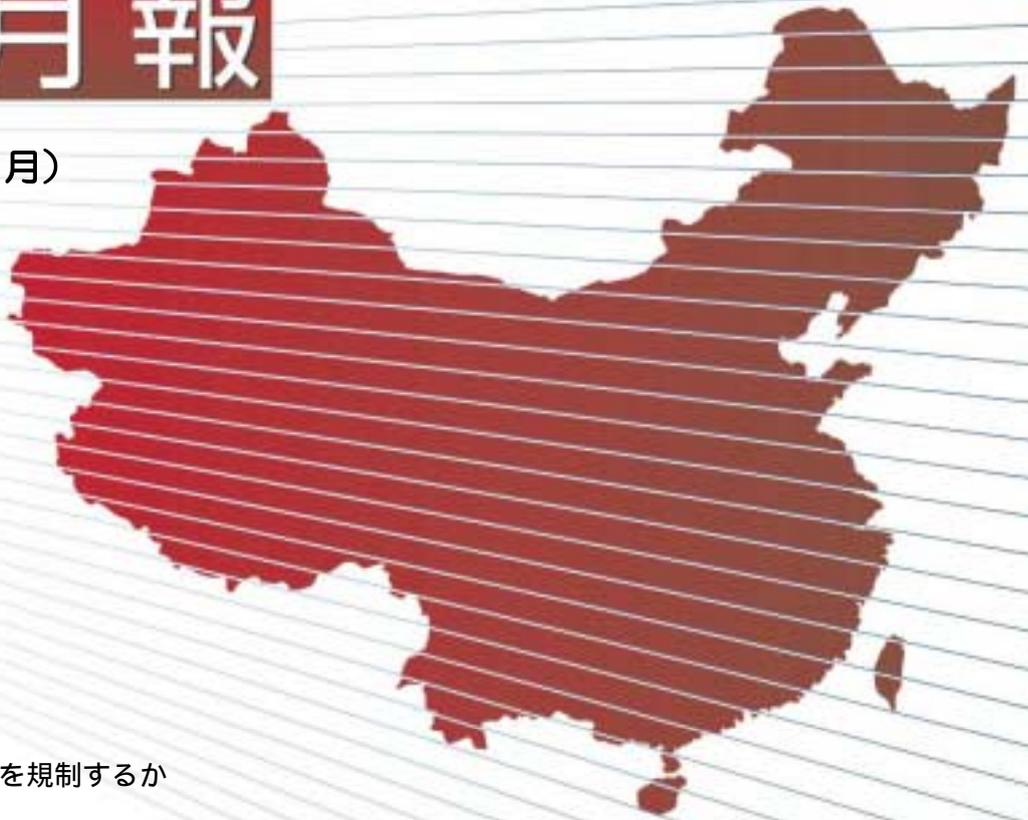


BTMU

中国月報

第8号 (2006年9月)



CONTENTS

■ 特集

- ◆ 不動産業への外資投資を規制するか

■ 連載

- ◆ アジアの一大集積地を目指す広東省の自動車産業
広東省の自動車産業の将来性を考える (各論)
~ 進展が期待される部品メーカーの現地部材調達

■ 経済

- ◆ 中国経済の現状と見通し

■ 産業

- ◆ 免許交付が待たれる 3G 携帯電話サービスと想定される端末メーカーの事業環境

■ 上海支店人民元レポート

- ◆ 人民元為替相場、日中変動幅拡大についてのふたつの解釈

■ スペシャリストの目

- ◆ 投資： 2005年 - 2006年上半期の統計データと現場の眼から見た対中直接投資の動向
- ◆ 法律： 中国で内容証明郵便に代わるやり方は？
- ◆ 税務会計： 中国の会計・税務
- ◆ 人事： 成功する人材採用とは？

■ BTMU中国ネットワーク





目 次

■ 特 集

- ◆ 不動産業への外資投資を規制するか
三菱東京UFJ銀行 北京支店 1

■ 連 載

- ◆ アジアの一大集積地を目指す広東省の自動車産業
広東省の自動車産業の将来性を考える（各論）
～ 進展が期待される部品メーカーの現地部材調達
三菱東京UFJ銀行 香港支店 11

■ 経 済

- ◆ 中国経済の現状と見通し
三菱東京UFJ銀行 経済調査室 15

■ 産 業

- ◆ 免許交付が待たれる 3G 携帯電話サービスと想定される端末メーカーの事業環境
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 18

■ 上海支店人民元レポート

- ◆ 人民元為替相場、日中変動幅拡大についてのふたつの解釈 27

■ スペシャリストの目

- ◆ 投 資：2005年 - 2006年上半期の統計データと現場の眼から見た
対中直接投資の動向
三菱日联咨询(上海)有限公司 30
- ◆ 法 律：中国で内容証明郵便に代わるやり方は？
リチャード法律事務所 35
- ◆ 税務会計：中国の会計・税務
プライスウォーターハウスクーパース中国 37
- ◆ 人 事：成功する人材採用とは？
パソナグループ・パソナ上海 40

- BTMU中国ネットワーク 43



エグゼクティブ・サマリー

特 集 今号は注目度の高い『不動産市場への外資参入許可の規範化と管理に関する意見』について、を採り上げます。この新施策の要点と解説を述べた上で、政策の背景と影響、そして今後の見通しについて纏めています。投機目的の海外からの短期的不動産投資の抑制を目的とする本施策は不動産需要を抑制し、短期的には不動産価格が調整される可能性があるが、長期的には実需を基に外資の不動産投資は増加していくだろうとしています。

連 載 「アジアの一大集積地を目指す広東省の自動車産業」は連載 5 回目で「広東省の自動車産業の将来性」の各論として「部品メーカーの現地部材調達」を採り上げています。完成車メーカーの現地調達比率は既に世界各国の現地調達比率に近いが、部品メーカーの部材の調達比率は現状、平均で 3 ~ 4 割に留まっている。しかし、最近、日系を中心に部品メーカーの進出が進んでおり、こうした動きが本格化すれば、今後、広東省は上海市周辺と並んで基礎素材から完成車までを一貫生産できる市場に成長する可能性が高いとしています。

経 済 「中国経済の見通し」は当行経済調査室の見通しです。5 年計画の初年であったこと、地方政府の投資意欲を抑え切れなかったことから第 2 四半期の GDP は 11.3% に達したものの、政策強化による投資と輸出の減速から足元をピークに実質 GDP の伸びは低下に向かい、2006 年は通年で 10.5%、2007 年は 9.6% と予想。リスクシナリオとしては、投資抑制効果が早期に現れないハードランディングのケース、貿易黒字拡大、米国圧力増加による人民元相場的大幅上昇で輸出が急減し成長鈍化に転じるケースをあげています。

産 業 「免許交付が待たれる 3G 携帯電話サービスと想定される端末メーカーの事業環境」は、現状シェア低位に留まる日系メーカーにとり挽回のチャンスとされる 3G サービス開始後の事業環境と求められる対応について纏めています。自国で 3G 端末展開に先行した日系は技術面で優位にあるが、一方で、3G サービスの加入者拡大が緩やかなペースとなる可能性があること、免許交付が遅れ技術面での先行メリットが喪失される懸念もあり、日系企業は他社との共同開発、ブランドイメージの向上、地道な調査による消費者ニーズの把握などの対策を図るべきとしています。

上海支店人民元レポート 「人民元為替相場、日中変動幅拡大についてのふたつの解釈」は、8 月の市場の特徴であった日中変動に対する市場の解釈として、当局主導（企業・商業銀行の変動化への対応が進み投機資金流入が抑制されてきたことを背景に、通貨当局が変動幅拡大に向けた準備作業として進めている）、マーケットメーカー主導（マーケットメーカーのうち、積極的に相場を変動させ流動性を供給することが職務と感じているものの市場操作）があることを指摘しています。

スペシャリストの目

投 資 「2005 年-2006 年上半年期の統計データと現場の目から見た対中直接投資の現状」は、統計は対中投資増加率の安定、減少を示しているが、これはコンサルティングの現場実感と異なるとした上で、進出の傾向は製造業から卸・小売などサービス業へ転換していること、投資形態では独資企業の進出や合併企業の独資化の動きが増えており、関連の照会が増加しているとしています。

法 律 「中国で内容証明郵便に変わるやり方は？」は、中国における内容証明郵便の代替方法として、実際の訴訟で裁判官の支持を得られていること、コスト面などで適当なことなどから、公証役場と EMS または書留の併用、EMS の備考欄の利用について紹介しています。

税務会計 「中国の会計・税務」は、日系企業から質問の多い、固定資産の減損会計、外国企業が中国国内から取得する利子・賃貸収入に対する営業税免除規定の廃止、中国現地法人の財務報告に係わる内部統制の整備のポイント、について、それぞれ Q&A 形式で回答しています。

人 事 「成功する人材採用とは」は、近年の賃金上昇、離職率の高まりといった中国労働市場の環境を踏まえ、企業に必要なコア人材の採用方法について 3 回に分けて説明します。第一回目の今回は、採用条件設定までの手順についてです。人員計画・採用方針の明確化とともに職務内容の明確化・求人条件の設定の重要性とその方法について説明しています。



不動産業への外資投資を規制するか

三菱東京UFJ銀行
北京支店 調査グループ
石 洪

「不動産市場への外資参入許可の規範化と管理に関する意見」について

- 「不動産市場への外資参入許可の規範化と管理に関する意見」「171号文」において発表された14ヶ条の規定は、市場参入の許可、経営開発の管理、不動産購入の管理規定などを含んでおり、これまで外資に対して「全面開放」していた不動産市場に一部規制を加えることとなった。
- 今まで外国投資者は中国国内での物件購入、持分購入を通じて海外から直接不動産投資を行うことができたが、同条項により今後禁止されることとなった。また、海外機構もしくは個人による不動産物件購入も中国不動産価格の大幅な上昇の一つの原因と見なされていることから、自己使用、自己居住用でない不動産も購入禁止の対象となった。171号文は不動産引締め政策の一環であり、不動産投資を抑制し、不動産投機活動を引き締め、過熱する不動産市場に歯止めをかけようとするものである。
- この新政策を受けて、海外投資者は不動産を売却して資金回収を急ぐことが予想される。その結果、不動産物件の供給が増えている中、市場参入の基準と手続の規範化及び購入規制により、需要が一時的に抑えられる可能性があるため、不動産の価格は短期的に調整段階に入り、ある程度下がっていく可能性も出てくる。
- 長期的に見れば、当局による不動産業界コントロールは外資のみを対象にするのではなく、不動産市場の供給構造の調整やバブル発生回避が最終のねらいであるため、中国不動産市場の発展に伴い、不動産業界への外資投資は引続き増加していくものと予想される。
- 今回の政策変更は中国の対外開放政策転換の方向性が示されている。改革当初の「外資なら何でも受け入れる」という全面的な受入れ姿勢から、「管理や先進技術の導入」「エネルギーを大量に消費し、環境を破壊するプロジェクトの拒否」等選別的な外資導入姿勢へと変わりつつある。中国の不動産市場の健全な発展に有利なものを奨励し、不利な要因を取り除くことを目的とした今回の規制もこの方向性に沿ったものである。

2006年7月24日、建設部、商務部、国家発展改革委員会、人民銀行、工商総局、外貨管理局の計6部門は、外資による国内不動産への投資に対して、共同で「不動産市場への外資参入許可の規範化と管理に関する意見」(以下「171号文」と略称する)を発表した。「171号文」では、不動産市場への外資参入許可、外資による不動産開発・経営に対する管理、海外組織および個人による不動産購入に対して一部規制を設けており、又、当局の管理監督責任を明らかにした。国内の不動産市場に対する一連の引締め政策を受けて、外資の不動産市場参入基準を引き上げたのには、過熱する不動産市場に歯止めをかけようとする当局の意図が窺える。



一、「171号文」の要点と解釈

「171号文」において発表された14ヶ条の規定は、市場参入の許可、経営開発の管理、不動産購入の管理規定などを含んでおり、これまで外資に対して「実質開放」されていた不動産市場に一部規制を加えることになった。

(一) ビジネス実態の存在

第1条 海外の組織および個人が、中国国内で自己利用目的以外で不動産を購入する場合は、実体あるビジネスの存在という原則を遵守し、外資による不動産投資の関連規定に従って外商投資企業を設立し、関連部門の許可を取得したうえで登記手続をおこない、その後、許可された経営範囲内で業務に従事すること。

当該条項は、「ビジネス実体の存在」という基本原則を示したものである。今まで外国投資者は海外から直接中国国内で物件購入、持分購入を通じて不動産投資を行うことができたが、同条項により今後禁止されることとなる。「外商投資企業を設立し、許可された経営範囲内で業務に従事すること」と規定することにより、外資の投資行為を政府行政部門が管理監督して、納税を透明化し、キャッシュフローを明確化することによって、金融リスクを軽減することを狙っている。

(二) 出資・融資規制

第2条 外商投資不動産企業を設立する場合、投資総額が1,000万米ドル以上(1000万米ドルを含む)の場合は、登録資本金は投資総額の50%を下回ってはならない。投資総額が1,000万米ドル未満の場合は、登録資本金は現行の規定のとおりとする。

第5条 海外投資者が持分譲渡およびその他の手段によって、国内の不動産企業を買収する場合、または合併企業の中国側持分を買収する場合は、従業員の雇用問題を妥当に解決し、銀行債務の処理をおこない、さらに自己資金から譲渡代金を一括払いすること。過去に思わしくない記録がある海外投資者については、国内で上述の活動をおこなうことを禁止する。

第7条 外商投資不動産企業の登録資本金が全額払い込まれていない場合、「国有土地使用証」を取得していない場合、または開発プロジェクトの資本金がプロジェクト投資総額の35%に達していない場合には、金融機関は国内外において貸付を行ってはならない。外貨管理部門は当該企業の外貨借入金の両替を許可しない。

第2、5、7条をみると、登録資本比率の引き上げ、譲渡代金の一括支払い、更に貸付・人民元両替に対する規制設定等、海外投資者の投資に対する要求が厳しくなった。これにより、一部の中小投資者は中国不動産市場からの退出を余儀なくされ、金融機関にとっては貸付のリスクが軽減されることが期待できる。

(三) 取引行為の管理強化

第3条 外商投資不動産企業を設立する場合、商業主管部門および工商行政管理機関が法に基づいて設立を批准し、登録登記手続を行い、有効期限1年の「外商投資企業批准証書」と「営業許可証」を発行するものとする。企業が土地使用権購入代金を全額支払った後、上記の許可証に基づいて、土地管理部門で「国有土地使用証」の申請を行う。「国有土地使用証」に基づいて商務主管部門で正式な「外商投資企業批准証書」への書換えを行った後、再び工商行政管理機関で「外



商投資企業批准證書」の経営期限と一致する「営業許可証」への書換えを行い、税務機関で税務登記を行う。

当該条項は有効期限1年の「外商投資企業批准證書」と「営業許可証」を通じて、土地使用権購入代金の納入管理を強化する。まずは、臨時的許可証を発行し、土地購入代金が全額納付された後で、正式な證書への変更することによって、土地使用権購入代金の徴収を確保するねらいと思われる。

第4条 外商投資不動産企業の持分や開発プロジェクトの譲渡、海外投資者による国内の不動産企業の買収については、商務主管部門が関連する法律法規および政策規定に厳格に従って審査批准を行う。投資者は「国有土地使用権購入契約」、「建設用地計画許可証」、「建設工事計画許可証」などの履行に関する保証書、「国有土地使用証」、建設（不動産）主管部門の変更届出証明、および税務機関が発行する納税証明資料を提出すること。

当該条項は、譲渡・買収した後に、投資者が元の「国有土地使用権購入契約」、「建設用地計画許可証」、「建設工事計画許可証」などを認めなくなり、不履行を生ずることを回避する為に制定された。

（四）短期投資制限

第8条 外商投資不動産企業の中外双方投資者は、いかなる形式であっても、契約書、定款、持分譲渡契約書およびその他の文書中で、いずれの投資者についても、投資収益をコミットする条項を設けることを禁ずる。

当該条項は、外資による短期的な投機活動を防ぐためのものである。一部の外国投資者は持分譲渡契約などの書面を利用して資金を注入し、表面上は株式参加であるが、実際は契約書に投資収益をコミットする条項を書き込んでおり、一種の不動産融資行為となる。一旦利益を取得したら資金を回収するケースがあると言われる。

（五）購入物件、外貨管理の規制

第10条 海外の組織が中国国内に設立した分支機構や代表機構（批准を受けて不動産業に従事している企業を除く）および、中国国内で1年以上就労・就学している外国籍の個人は、実際に必要な自己使用、自己居住用の不動産を購入できる。自己使用、自己居住用でない不動産は購入できない。中国国内に分支機構や代表機構を設立していない海外の組織、および、中国国内での就労・就学期間が1年未満の外国籍の個人は、不動産を購入してはならない。香港・マカオ・台湾地区の居民および華僑は、生活上の必要があれば、国内において一定の面積の自己居住用の不動産に限って購入が許される。

第11条 規定に適合する海外の組織や個人が自己使用、自己居住用の不動産を購入するにあたっては、「実名制度」に従わなければならない。有効な証明書（海外の組織は中国政府の関連部門による国内分支機構の設立許可証明、海外の個人は国内での就労・就学についての中国側の許可証明。以下同様）に基づいて、土地および建物の主管部門で土地使用権および建物所有権に関する必要な登記手続を行うことを要する。建物所有権の登記部門は、自己使用・自己居住の原則を厳格に遵守して、海外の組織や個人の所有権登記を行わなければならない。条件に適合しないときは登記をしてはならない。



第12条 外貨管理部門は、関連規定および本意見の要求に厳格に従って、外商投資企業、海外の組織や個人による不動産購入の外貨資金の入金と人民元転の審査を行わなければならない。条件に合致する場合に、外貨入金と人民元転を許可する。また、不動産譲渡による人民元の所得は、適法性に関する審査を受け、かつ、規定に従った納税などの手続を確認した後、外貨を購入して国外に送金することができるものとする。

第10条から第12条までは、海外機構又は個人による不動産物件の購入に関わる条件と外貨入金・送金や人民元交換に対する管理規定である。

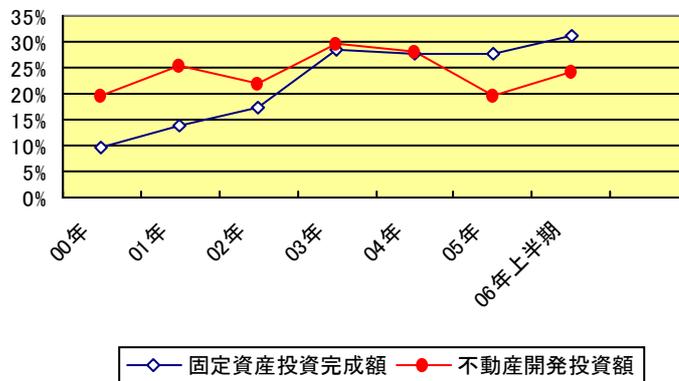
統計によると、2006年以来、北京の高級住宅部門の賃借市場が非常に活発化し、高級マンション、豪華マンション、ホテル式マンションと別荘の空室率がそれぞれ2ポイント、5.1ポイント、1.2ポイント、1.5ポイント下がった。海外機構又は個人による高級不動産物件購入が中国不動産価格の大幅な上昇の一つの原因と見なされている。今回の規定により、そのような投機活動が一旦収束すれば、高級住宅部門の賃借・売買市場に大きな影響を与えるものと思われる。

二、「171号文」発表の背景について

1. 中国の不動産を規範化するための一連の法律・規定が登場

中国の不動産開発投資額は2000年以降20%以上の高い伸び率を維持している。又、不動産価格は

固定資産投資増加と不動産開発投資増加の変更比較(図1)

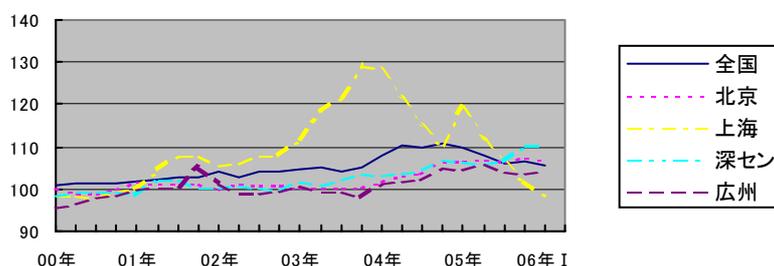


は2004年から大幅に上昇し、この傾向は、とりわけ北京、上海、深セン、広州などの大都市において特に顕著である。2005年上半期には、北京地区の価格は18.2%上昇した。価格の上昇による利益に誘惑され、不動産の開発投資の過熱状態が抑制不能となり、より加速的となっている。2006年の上半期、高成長の牽引役

となっている固定資産投資(前年比23.6%増)においては、不動産開発投資が投資全体の53%を占めた。

従って、不動産市場バブルの発生防止も含め、広範囲のマクロ・コントロール政策が展開されてきた(表1)。2005年4月、国務院が「国八条」(表1)を発表して以来、上海の不動産価格が下がったが、北京、深セン、広州などの大都市の価格は引き続き上昇しており(図2)、当該政策の

00年~06年の全国及び各大都市の不動産販売価格指数(図2)



効果は限定的なものであったと考えられる。原因は極めて複雑であるが、主には地方政府の政策施行の不徹底、貸出の異常な増加、国際ホットマネーの大規模投資等が指摘された。



2006年5月に開催された国務院常務会議においては、「国六条」と呼ばれる六条の不動産業界調整措置が公表された。当該「国六条」は、住宅建設計画、税収・貸出・土地政策などの手段を通じて、不動産投資の大幅増加と不動産価格の異常な上昇を抑えるべく地方政府に出したものである。「国六条」は、中央政府の国内不動産業界コントロールの態度を明確に表明した後、まもなく「171号文」と「個人の住宅転売による個人所得税を課税する通知」を発表した。これら一連の政策は全て不動産引締め政策の一環であり、不動産投資を抑制し、不動産投機活動を引き締め、中国の不動産業を健全に発展させるためのものである。

不動産引締め政策の一覧表（表1）

発表日	内 容
2004年 4月27日	国務院は通達を出し、鉄鋼、電解アルミ、セメント、不動産開発の投資プロジェクトの自己資本比率下限を引き上げ、鉄鋼の自己資本比率下限を現行の25%から40%に、セメント、電解アルミ、不動産開発（低所得者向けの住宅案件を除く）の自己資本比率下限を20%から35%に引き上げた。
9月2日	中国銀行業監督管理委員会は「商業銀行不動産貸出リスク管理手引き」を公布し、住宅ローンの返済金額は借入人月収の50%以下、毎月の全債務（住宅ローン以外のローンも含む）に対する返済金額は月収の55%以下に抑えることを要求。
2005年 3月17日	人民銀行は不動産産業の健全かつ持続的な発展を促進する為、商業銀行の住宅積立金ローン以外の住宅政策を調整する。 不動産価格上昇が激しい都市或いは地区において、個人住宅貸出の頭金割合を、現行の20%から30%に引き上げる。
3月18日	人民銀行は個人住宅積立金ローン金利を0.18ポイント引上げる。即ち5年（5年含む）以内の金利は現行の年率3.78%から3.96%、5年以上は4.23%から4.41%に引き上げる。
5月8日 (国八条)	建設部、国家改革発展委員会、財政部、国土資源部、人民銀行、税務総局及び中国銀行業監督管理委員会の7部門は連名で「住宅価格を安定させることに関する意見」を発表、不動産投資規模の拡大、住宅価格の高騰などを抑制し、不動産市場の健全な発展を目指す8措置を打ち出した（国8条）。 建設計画のコントロールを強化、分譲用住宅供給の構造を改善。 土地供給コントロールに力を入れ、土地管理を厳格にする。 住宅譲渡に関する営業税徴収政策を調整、徴収管理を強化。 不動産開発への貸出管理を強化、金融リスクを回避。 優遇政策を適用できる普通商品住房の標準を明確にする。 経済適用住房の開発、安価な住宅の賃貸制度の改善を推進。 不動産市場を整頓、規範化し、違法取引を厳格に取り締まる。 土地供給、住宅需給、及び土地、住宅の価格変動情報などの情報公開制度を改善。
2006年 4月27日	人民銀行は貸出金利の引き上げ（1年物貸出金利5.58%→5.85%）を発表、預金金利は据え置かれた。4月28日より実施。
5月17日 (国六条)	温家宝総理は国務院常務委員会を主催し、不動産業の問題を検討したうえ、改めて不動産市場の健全な発展を指導する6方針を発表（国6条）。 中低価格で中小型の住宅等を重点的に開発する。 課税、貸出、土地政策の調節機能を発揮させ、合理的な住宅需要を誘導する。 都市再開発のため、原住民が新たな住宅を必要とする受身的な住宅需要の急増を抑制



	<p>する。 開発プロジェクトの勝手な変更や売り惜しみ及び価格吊り上げを防止する。 低家賃住宅制度の確立を加速する。 不動産統計及び情報公開制度を強化し、情報の透明性を向上させる。</p>
5月29日	<p>国務院は建設部、発改委、監察部、財政部、国土資源部、人民銀行、税務総局、統計局及び中国銀行業監督管理委員会の九部門が共同で制定した「住宅供給構造を調整し、住宅価格の安定化を図ることに関する意見」を配布し、不動産市場の混乱を秩序ある整理整頓に注力する姿勢を示した。「意見」は六分野に亘る15措置を打ち出し、17日に発表された国務院六方針の実施細則とみなすことができ、住宅の構造問題の是正、住宅ローン頭金の比率引上げ、住宅譲渡営業税の調整などを通じ、不動産価格の高騰を徹底的に抑制することを狙っている(国15条)。</p>
5月31日	<p>建設部は「目前土地管理を更に効果する事に関する緊急通知」を出し、別荘建設プロジェクトへの土地提供及び関連手続を全て停止することとした。</p>
7月24日	<p>建設部、商務部、SAFE等6部門「不動産市場の外資進出と管理の規範化に関する意見」を公表。</p>
7月27日	<p>国家税務総局は「個人の住宅転売による個人所得税を課税する通知」を公表。8月1日より実行する。</p>
8月18日	<p>人民銀行は当座預金を除き、金融機関の人民元建て預金貸出基準金利を19日から引き上げることを決定した。1年物の預金基準金利は現行の2.25%から2.52%へ、1年物の貸出基準利率は現行の5.85%から6.12%へ、それぞれ0.27%引き上げられた。</p>

注：各新聞記事等により整理したもの。

2. 外資による中国の不動産への投資状況

外資による中国不動産への投資を奨励するために、2001年8月に上海市が海外向販売物件と国内向販売物件の区別を廃止して以来(北京は2002年9月から)中国では外資による不動産への投資に対する制限が実態上なくなった。IMF187ヶ国中、不動産投資を規制している国は130以上に上り、中国は制限を設けていない数少ない国家の一つであった。

中国の不動産価格の上昇に対する外資の影響を説明できる統計データは今のところ明示的には発表されていないが、人民銀行(中央銀行)が2005年に発表した「2004年中国不動産金融報告」によれば、2004年に全国の不動産開発における外資利用金額は228.2億元で、前年同期比34.2%増であった。上海では、海外資金が全体の不動産購入資金に占める比率は2003年第1四半期の8.3%から2004年第4四半期の23.2%まで上昇した。商務部の統計によれば、今年第1四半期における中国不動産市場への外資投資総額は14.8億米ドルとサービス・貿易領域における外資投資総額の半分以上を占めた。また、戴徳梁(DTZ、不動産顧問会社)の統計によれば、外資による中国の不動産への投資は北京と上海に集中しており、北京は約50%、上海は約43%を占め、他の7%は大連、ハルビン、武漢、南京等の都市に分布している。また、アメリカ、シンガポールとオーストラリアからの投資が大半を占めた。

また、近年来、北京、上海などの都市から内陸都市への展開、プロジェクト開発から大型商業不動産企業の合併・買収への展開などによって、海外基金による中国不動産への投資もエスカレートしている。盛陽不動産の「2005年中国外資不動産基金生態報告」によると、100近くの不動産基金は既に多様なルートで中国市場に進出し、累積した投資金額は150億米ドルに達し、且つ、毎年三倍以上のスピードで増加している。仲量聯行が7月12日に発表した「2006年上海不動産市場研究報告」によると、今年上半期の海外投資者による国内主要都市への投資総額は既に



前年一年の海外投資の70%を占め、約35億米ドルに達した。

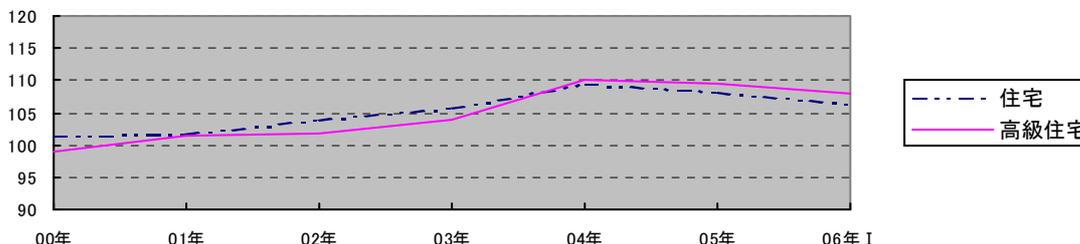
「171号文」が正式に発表される前の外資投資プロジェクト(表2)

月順	都市	投資機構	投資項目
6月	北京	凱德置地	13.5億元で西直門にある西環広場の一部商業物件を購入
6月	上海	モルガン・スタンレー	約8億元を出資し、「華山夏都」という不動産項目にある116セットの高級住宅を購入
6月	貴陽	香港新世界	13.46億元で貴陽金陽の“2006-02号地”の開発権を取得
7月	上海	モルガン・スタンレー	19.6億元で上海市南京西路にある東海広場というオフィスビルを取得
6月		スタンダード・チャータード	世茂不動産に5000万ドルを投資
7月		スタンダード・チャータード	緑城中国控股有限公司に約3.7億香港ドルを投資

注：新聞記事より抜粋。

外資の投資対象は高級商業施設・オフィスと高級住宅に集中し、高級住宅市場の価格上昇を支えていたと見られている。下記図3からわかるように、高級住宅価格上昇率は2000年半ばからプラスに転じてから上昇を続け、04年にピークに達した。その後、不動産市場の引締め政策を受けて低下傾向を呈したが、下げ幅は住宅全体より小さくなっている。

全国の住宅及び高級住宅販売価格の変化比較図(図3)



3. 住宅バブルの懸念

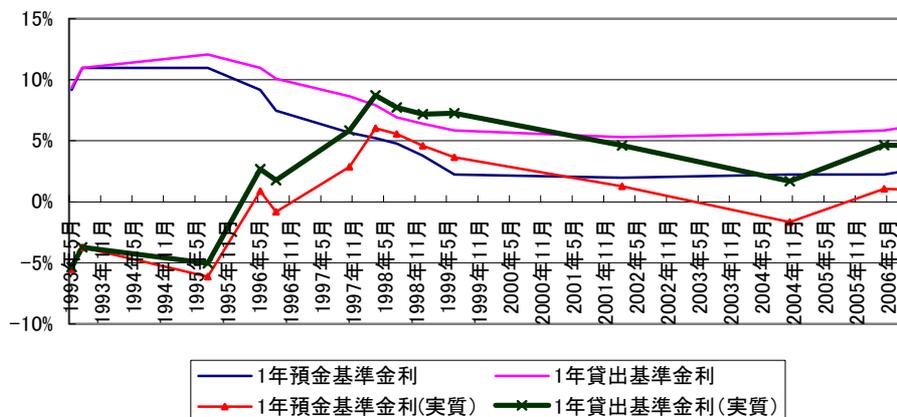
中国では、所得増加に伴う住宅の買い替え需要、大都市への人口流入及び旧市街地の改造による新規住宅実需が増加している。中国不動産価格の大幅な上昇は実需を背景としたもので、バブルはないと主張している者もあるが、171号文の発表は当局がバブル発生を懸念していることを示している。

人民銀行は、経済過熱の兆しが見え始めた2003年第2四半期に発表した「貨幣政策執行報告」のコラムで、90年代初期の日本不動産バブル経済の崩壊は、金融緩和・自由化による低金利と円高から生じた過剰流動性が不動産市場に向かった結果だったとしている。又、日本銀行は住宅向けの貸出が急増した際には警報を鳴らしたが、金融政策面での対応は十分ではなかったと評価している。

中国では、実質金利が低い水準にあること、市場は過剰流動性にあることにおいて、当時の日本と類似した側面をもっている。下表の通り、4月28日の利上げ前の1年物貸出実質金利水準は1.68%と極めて低かった。



中国の基準金利推移(図4)



こうした中で、マネサプライン伸びは加速を見せている。2006年6月末、M2(流通中現金+当座預金+定期預金+貯蓄預金+その他預金)伸び率は前年比18.4%増加、前年同期比で2.8ポイント高くなった。また、金融機関の貸出増加額も増加した。6月末、人民元貸出残高は同14.3%増の22.8兆元。1-6月の人民元貸出増加額は前年同期より6,068.1億元増加の2.2兆元となり、通年の貸出増加額目標の86%を達成した。特に不動産向けの貸出が大幅に増加している。表3に示されている通り、1-5月の不動産デベロッパー資金源のうち、銀行貸出は前年同期比42.9%増と伸びが最も速く、5ヶ月連続で40%を超えていた。

不動産デベロッパーの資金源(表3)

資金源	1-5月(億元)	前年比(%)
資金源	9,624	24.1
貸出	2,188	42.9
自己資金	3,252	25.7
外資	117	4.7
頭金	2,640	-10.5

出所：国家発展改革委員会ホームページにより作成

こうした中で、マネサプライン伸びは加速を見せている。2006年6月末、M2(流通中現金+当座預金+定期預金+貯蓄預金+その他預金)伸び率は前年比18.4%増加、前年同期比で2.8ポイント高くなった。また、金融機関の貸出増加額も増加した。6月末、人民元貸出残高は同14.3%増の22.8兆元。1-6月の人民元貸出増加額は前年同期より6,068.1億元増加の2.2兆元となり、通年の貸出増加額目標の86%を達成した。特に不動産向けの貸出が大幅に増加している。表3に示されている通り、1-5月の不動産デベロッパー資金源のうち、銀行貸出は前年同期比42.9%増と伸びが最も速く、5ヶ月連続で40%を超えていた。

日本の教訓に鑑み、人民銀行は利上げ(4月28日に0.27%引き上げ)預金準備金率引き上げ、窓口指導などの引締め手段を採り、予防措置を講じているが、利上げ幅が小さく、銀行の不動産向け貸出が引き続き増加していることから、8月18日に0.27%の追加利上げを行ったが、政策効果についてはもうしばらく見る必要があると思われる。

中国の不動産市場を管理監督する建設部は「外資が中国の不動産市場に参入したのは、人民元の切上げや不動産価格の上昇によって多大な利益を獲得するためであるが、この結果中国の金融政策の効果が損なわれ、国際収支の不均衡を拡大させることになった」との見解を示している。こうした投機目的での外資流入は中国政府の金融政策の運用を困難にすると同時に、将来的に不動産価格上昇の限界と人民元上昇の限界が見えてくる環境が生じれば、当該投資の収益性の見通しを不透明なものとし、短期的に一斉に中国市場から撤退するといった事態が生じる懸念もある。こうした場合には、不動産価格の大幅な下落と業界の混乱を招く結果となりかねない。かかるリスクを回避するため、短期投機を目的とした海外資金の流入を阻止するのが171号文の本来の狙いではないかと思われる。

中国の不動産市場を管理監督する建設部は「外資が中国の不動産市場に参入したのは、人民元の切上げや不動産価格の上昇によって多大な利益を獲得するためであるが、この結果中国の金融政策の効果が損なわれ、国際収支の不均衡を拡大させることになった」との見解を示している。こうした投機目的での外資流入は中国政府の金融政策の運用を困難にすると同時に、将来的に不動産価格上昇の限界と人民元上昇の限界が見えてくる環境が生じれば、当該投資の収益性の見通しを不透明なものとし、短期的に一斉に中国市場から撤退するといった事態が生じる懸念もある。こうした場合には、不動産価格の大幅な下落と業界の混乱を招く結果となりかねない。かかるリスクを回避するため、短期投機を目的とした海外資金の流入を阻止するのが171号文の本来の狙いではないかと思われる。

4. 国民福祉の損失

図3から見ると、高級住宅の販売価格の上昇幅は全体を上回っている。海外資本は高級物件価格を吊り上げて高額利益を獲っているが、一方で中国の一般大衆はそれに伴う住宅購入の困



難に苦しんでいる。北京を例に挙げると、05年の北京市統計によれば、世帯当たりの年収は19,533元である。一方、現在の一般住宅の価格(1平米当たり、以下同)は6-8千元であり、中心地の住宅価格は平均1万3千元程度、近郊の別荘は1万5千元程度、市内の豪華マンションは1万8千元以上でもある。一般住宅ですら遥かに北京一般市民の購買力を超えたものである。簡単に計算すると、90m²(1平米6,000元とすれば)の一般住宅を買うには、約27年の年収が必要とする。不動産価格を抑制しないと、国民生活の基本となる「住宅」問題が大きな社会問題となるだろう。

三、関係者の反響及び市場予測

1. 各地方政府の反響

実は、「171号文」が正式に発表される前に、上海の関連部門は既に住民ではない個人及び海外機構投資者が不動産を購入する際の外貨ローンの人民元交換に対し厳しい規定を設けていた。中国不動産新聞の報道によれば、「従来は許可取得に一ヶ月ぐらい要していたが、現在三ヶ月以上を経っても許可を貰えないことも多い」とある国際投資家は漏らしていた。

北京市建設委員会でも7月20日に「海外機構または個人が分譲住宅を購入する契約に関する問題についての緊急通知」を発表した。「同通知」において、香港・マカオ・台湾の住民及び華僑が生活需要のため、大陸内で自己使用の分譲住宅を購入できる数量について、「1セットのみと暫定的に規定する」と規定している。同規定は発表日の翌日に施行された。また、「規定に合致しない機構または個人に対して、開発企業は彼らと契約を行ってはならない」と規定し、違反者に対しては、関連部門は一切の登記手続の処理を引き受けないものとする。北京市政府の規定は「171号文」の関連規定より厳しい内容となっている。

今回は、6部門が連名して「171号文」を起草・発表したことから、中央政府の真剣な姿勢が窺える。そのため、各地方政府が次々に作成・公表する実施細則は、厳格に「171号文」の精神に準じ、内容的には「171号文」より細かくて厳しいものと想像できる。

社会の反響

政策リスクを回避し、早期に利益を確定させて退出すべく、現在モルガン・スタンレー、シンガポールの凱德置地、香港新世界等の外資投資機構は、中国不動産への投資を加速させている。5月、6月、7月において10億人民元以上の取引も多くみられた。それと同時に、海外基金などの短期投資を目的とする機構は早めに手元のプロジェクトを売却しようとしている。

「中国産経新聞」は、「171号文の規定は比較的曖昧であり、運用の幅が大きいため、相応な実施細則を制定する必要がある」と指摘している。ある専門者は「韓国の資本が中国に投資しようとしたが、一連の政策が施行されたため、途中で止めてしまった」と漏らした。地方政府の実施細則を発表するまでに、外資投資者の大半が様子見の段階と考えられる。

短期的な影響と長期的な影響

「171号文」の「ビジネス実体存在」という原則により、「短期投資、短期収益」という投資形式は今後禁止され、現地法人である「外資投資企業」を設立しなければならない。この場合、投資リスクが上昇し、投資回収期間も伸びるため、海外の金融資本は一時様子見をして、投資を控える結果、中国への外資流入量は暫くは減少するものと思われる。投資に対するリターンが相応に減って、海外投資者がより一層慎重となるため、不動産価格の引き上げが一時鎮静化されることが予想される。過去二年間に不動産価格が大幅に上昇した都市は今年下半期に、上昇ペースが鈍化する可能性があると思われる。

また、海外投資者は不動産を売却して資金回収を急ぐことが予想される。その結果、不動産物



件の供給が増えている中、市場参入の基準と手続の規範化及び購入規制により、需要が一時的に抑えられる可能性があるため、不動産の価格は短期的な調整段階に入り、ある程度下がっていく可能性も出てくる。

171号文の海外機関（不動産を経営しない企業）と個人による不動産物件の購入に対する規制内容をみると、「自己使用、自己居住のためのみ」と「実名制度」により、個人又は機関の投機活動をある程度防止できるが、その「自己使用」、「実名」と「实际需要」をどう定義するかはまだ不明であり、その政策効果は疑問視されている。北京市の「1セットのみ購入できる」という規定は、海外買主の不動産物件購入数量を制限することにより、北京の高級住宅販売および賃貸状況に影響を与えるに違いなく、不動産価格全体に影響を及ぼす可能性もある。

長期的収益を目的とする海外投資者と資金力のある海外投資者に対して、「171号文」の制限効果は少ない。長期的にみれば、中国の不動産市場は実需があるため、海外からの中国不動産市場への投資は引続き増加する見込みである。また、「仲介」機関および「顧問会社」を通じた海外基金による中国不動産の購入も多数存在し、このような取引は海外で直接成立するため、今後海外基金を利用して、新規規定の適用を避けて間接的に中国の不動産市場に進出することも考えられる。

アジア経済の速い成長がアジア地区の不動産市場ブームを長期化させること、中国の不動産市場に潜在需要があることに支えられ、中国の不動産市場は大きな成長力があると思われる。当局による不動産業界コントロールは外資のみを対象にするのではなく、不動産市場の供給構造の調整やバブル回避が最終のねらいであるため、中国不動産市場の発展に伴い、外資投資が引続き増加していくものと予想される。

最後に、今回の政策変更が中国の対外開放政策転換の方向性と一致していることも指摘できるだろう。20年余りの対外開放と経済発展を経て、中国の経済力は格段に向上し、貯蓄と外貨準備高は大幅に増加している。この変化を受けて、対外政策も改革当初の「外資なら何でも受け入れる」という姿勢から、「管理や先進技術の導入」、「エネルギーを大量に消費し、環境を破壊するプロジェクトの拒否」等選別的な姿勢へと変わりつつある。今般の不動産市場について、その健全な発展に有利なものを奨励し不利な要因を取り除くという施策は、この方向性に沿ったものとみることができるだろう。これは、中国のWTO加盟以来にみられた中国の国内経済運営と海外の経験を踏まえた対外経済対応の進歩を示すものとみることができよう。

【参考文献】

新聞記事

- 「中国における外資不動産の“七年のかゆみ”」2006年7月24日付「中国不動産新聞」
- 「不動産調整政策の登場、外資や香港資本によるM&Aの加速」2006年7月3日付「京華時報」
- 「外資は70億米ドルで中国の都市部不動産を専攻」2006年2月20日付「経済参考新聞」
- 「不動産新政策が外資規制に対して示す三つの深意」及び「外資調整政策の影響力はどれほどあるのか？」2006年7月27日付、28日付「参考消息」

統計文献

- 「中国経済景気月報」 - 全部の図表は同月報により作成

(三菱東京UFJ銀行北京支店調査グループ)



**「アジアの一大集積地を目指す広東省の自動車産業」
広東省の自動車産業の将来性を考える(各論)
～進展が期待される部品メーカーの現地部材調達**

三菱東京 UFJ 銀行
香港支店 業務開発室
支店長代理 江上 昌宏

本シリーズでは、「広東省の自動車産業の将来性」をみるうえで、コスト競争力を重要なポイントに挙げ、第4回では「電機・電子部品産業集積のもたらす優位性」を考えてみました。今回は、主に広東省の自動車部品メーカーによる現地部材調達について考えてみたいと思います。

1. 高まる広東省の完成車メーカーの現地調達比率

まず、広東省の完成車メーカーの現地調達比率についてみていきたいと思います。広東省の完成車メーカーの現地調達比率は上昇を続けています。たとえば、先行する広州本田の現地調達比率をみますと、数年前までは、各車種で過半前後にとどまっていた模様ですが、足許、投入車種別ではフィットで9割程度、オデッセイでは8割程度、アコードでは7割程度に達しており、世界各国での現地調達比率と比べても遜色ない水準に達しつつあります。これは、日系の部品メーカーの広東省への進出加速に拠るところが大きいことは言うまでもありません。事実、本連載の第2回でも述べました通り、2001年以降、日系の一次部品メーカーは年20社程度のピッチで進出しています。2006年に入ってから、ここ1年程度の間に進出した一次部品メーカーの工場が本格稼働することもあるとあって、完成車メーカーの現地調達比率の更なる向上が見込まれるでしょう。これにより、日本やタイからの輸入部品を使用する場合と比べ輸入関税や物流コストが削減されるとみられ、一定のコスト低減に繋がるのが期待できます。

2. 広東省の部品メーカーによる部材の現地調達の現状

しかし、さらに完成車のコストダウンを大きく進めるには、既に完成車メーカーの現地調達比率がかなりの水準に達しつつあることを考えると、これからは、部品自体の原価低減の進展すなわち部材の現地調達比率の向上が鍵を握ってくることになるでしょう。この点、広東省の1次部品メーカーは、依然として部材の多くを日本などからの輸入に頼っているため、現状の現地調達比率は平均で3~4割程度にとどまっているのが実情と考えられます。確かに、最近一次部品メーカーに部材を供給する2次部品メーカーや3次部品メーカーの進出が相次いでおり、現地調達比率は上昇してきていますが、自動車部品に使用される主な部材の調達状況を見ると、図表1のようなイメージとなり、総じてみれば、依然上昇余地は大きいと考えられます。

以下、部材の性質に分けて細かくみていきますと、金属材料では、鋼材、鋳鉄品などの鉄鋼材料や非鉄材料といった“素材自体”は、日本などから輸入されているケースが多く



なっています。これは、内板用の鋼板やアルミ合金などを除けば、中国地場メーカーや台湾メーカーなどでは、自動車部品に求められる強度や寸法精度といった品質レベルにキャッチアップしていないためです。特に自動車のボディ等の外板用に使用される表面処理鋼板（亜鉛メッキ鋼板等）や、薄い板厚でも高強度を保ち軽量化に資することから近年普及している高張力鋼板、高い寸法精度での複雑な形状加工に適した焼結合金などは現地調達に難しい素材となっています。また、部品向けのプレス用金型なども、打ち抜き・曲げ加工で対応可能な部品形状主体の電機・電子部品産業と異なり、絞り加工が要求される部品形状が多い自動車部品向けでは、中国地場メーカーの場合、耐久性や型直し工程のノウハウが見劣りし、製品にヒケや割れが生じることが多いため、現地調達できるケースは限られているのが実情といえるでしょう。もっとも、自動車の各部位に幅広く使用される鋼板や鋼管をみると、最近では、主に切断加工などを行うコイルセンターを手掛ける加工業者が日系を中心に相次いで広東省に進出しているため、一次部品メーカーによる現地調達比率が表面上向上してきているようにみえる側面もあります。

図表 1：自動車部品に使用される主な部材の調達状況（広東省を中心に）

自動車材料	部材名称	主な使用部位、用途	現在の現地調達イメージ	【生産開始時期】最近の広東省への主な外資系部材メーカーの進出状況（都市）／出資会社	
金属材料	鉄鋼材料	鋼板／鋼管	各部位	○	【2005年：コイルセンター】伊藤忠丸紅鉄鋼、住友鋼管と住友商事等、JFE商事などが生産開始
		表面処理鋼板（亜鉛メッキなど）	ボディパネル、ルーフ・サイド・レール	×～△	【2006年4月：表面処理鋼板】JFE商事と広州鋼鉄企業集団
		高張力鋼板	ボディパネル、ドア、バンパー	×	【上海市：新日鉄とアルセロールが合弁会社で2005年11月より同鋼板の生産も開始】
		鑄鉄	シリンダヘッド、ブレーキドラム、アクスルハブ	△～○	【2005年末：エンジン用鑄鉄部品】高丘六和（広州）機械工業（広州市）／アイシン高丘
		特殊鋼	ホルト、シャフト、ギヤ	×～△	【2006年前半：特殊鋼線材】神鋼線材加工（仏山市）／神戸製鋼、メタルワン等
	非鉄材料	アルミ合金	シリンダヘッド、クランクケース	△～○	【2005年：アルミ合金溶湯等】広州捷士多アルミ合金（広州市）／豊田通商等
		銅合金	ラジエータ、軸受	△	-
		焼結合金	ショックアブソーバ、燃料噴射ポンプ	△	【江蘇省：住友電工焼結合金とファインシスターの合弁会社が2004年より生産開始】
	金型	大物プレス用（ボディ用など）	各部位	×～△	【山東省：富士テクニカが2005年6月に設立】
		小物プレス用		△	【天津市：虹技と岡谷鋼機が2004年11月より鑄物金型の生産開始】
プラスチック用		△～○		【江蘇省：エヌ・ケー・アール精工が2004年よりプラスチックやゴム用金型を生産開始】	
鍛造用		△		-	
非金属材料	樹脂材料	ポリプロピレン（PP）	バンパー、ラジエータグリル、インパネ、天井	△	【2005年：コンハウンド】三井化学複合塑料（中山市）／三井化学 【2005年：コンハウンド】珠海住化複合塑料（珠海市）／住友化学・東洋インキ製造
		高密度ポリエチレン（HDPE）	燃料タンク	×	-
		ポリブチレンテレフタレート（PBT）	ランプ部品、ハーネスコネクタ、ギヤ	△	【上海市：BASFが2006年終盤にコンハウンドの生産開始予定】
		ポリエチレンテレフタレート（PET）	カーペット、ランプ部品、ダッシュインシュレータ	△	【浙江省：三菱化学等が2006年終盤に基礎原料の高純度テレフタル酸の生産開始予定】
		ポリスチレン（PS）	ルーフヘッドライニング、天井	△	【2003年】Total Petrochemicals Foshan（仏山市）／仏トタルペトロケミカルズ
		ポリウレタン（PUR）	シート、ルーフ、インパネ、天井	△	【1999年】巴斯夫展宇聚？＜西に旨＞（広州市南沙）／独BASF他
		ポリ塩化ビニル（PVC）	ワイヤーハーネス、シート	○	【2006年半ば】東曹（広州）化工（広州市南沙）／東ソー他
		メタクリル（アクリル）	テールランプカバー、照明カバー	×	【2006年前半：MMAモノマー】惠州惠菱化成（惠州市）／三菱レイヨン＜アクリル樹脂は江蘇省南通市＞
		アクリロニトリル-ブタジエン-スチレン（ABS）	インパネ、ラジエータグリル、スイッチ、バンパー	△～○	【上海市：ダイセルポリマーが2006年に生産開始予定】
		ポリアミド（PA6、PA66）	インテークマニホールド、エンジンカバー、ファスナー	△	【上海市：BASFが2006年終盤にコンハウンドの生産開始予定】
		ポリフェニレンサルファイド（PPS）	スイッチ、センサー、コネクタ、エグゾーストバルブ	△	【2003年】麗碧複合塑料（深？市）／東レ＜ABS（95年）→PPS新設＞
		ポリアセタール（POM）	シートベルト、燃料タンクモジュール、ドアハンドル	×～△	【江蘇省：旭化成ケミカルズとデュポンが2004年5月より生産開始】 【江蘇省：ポリプラスチックや三菱ガス化学等が2005年2月より生産開始】
		ポリカーボネート（PC）	ヘッドランプ、ドアハンドル	×～△	【2002年：コンハウンド】日栄複合塑料（東莞市）／コテック 【浙江省：帝人化成が2005年6月生産開始、上海市：バイエルが2006年半ば生産開始予定】
ゴム・硝子	ゴム（天然・合成）	タイヤ、ホース、ベルト	×～△	【2008年上期：スレンブタジエン（合成）ゴム】普利司通（惠州）合成橡？（惠州市）／ブリヂストン	
	ガラス	窓ガラス	△～○	【江蘇省：旭硝子が2006年5月よりガラス素板の生産開始】	
副資材	塗料	ボディの上・中・下塗り	○	【未定：自動車用塗料】関西ペイントが進出検討中	
	摩擦材	ブレーキライニング	×～△	【2005年末：摩擦材】佛山捷貝汽車配件／日本ブレーキ工業	

（注）現地調達イメージは外資系乗用車メーカーの品質基準をベースにヒアリングなどをとに推定。○は一般的に調達可、△は企業の調達にバラつき、×はほとんど調達に難しいことを表す。
（資料）各種資料などをもとに三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発室作成

また、非金属材料の樹脂材料は、ワイヤーハーネスなどに使用される塩化ビニル（PVC）などを除けば、中国地場メーカーなどから調達できるケースは限られています。これは、自動車部品に求められる品質レベルの要求水準に充分対応できていないためと考えられます。自動車部品の場合、世界的に、燃費向上などに資する車体軽量化に向けて、金属材料



から樹脂材料への転換(“樹脂化”)が進んでいます。この結果、金属材料の代替部品では、金属同様の強度や剛性を保つために必要な「材料開発技術」が求められています。また、従来から樹脂材料を使用している既存部品においても、衝突安全性を高めるうえでの物性強化に向けた「基礎素材研究」が求められますし、さらには一段のコストダウンに向け、各樹脂の重層構造から成る自動車部品を一体射出成形する手法といった「生産技術ノウハウ」も必要になっています。こうした高い技術力の点では、素材メーカーと共同で自動車向け樹脂材料を長年手掛けてきた日系や欧米系メーカーに一日の長があり、現地調達が進んでこなかったと考えられるでしょう。もっとも、最近では、日系や欧米系樹脂メーカーのなかで、樹脂のレジン加工して自動車部品を製造する樹脂加工メーカーや、樹脂に難燃材やガラス繊維など各種添加剤及び着色剤を加え、耐熱性や耐衝撃性といった機能を高めた成形用樹脂を製造する樹脂コンパウンドメーカーなどが広東省に進出してきており、現地調達比率は上昇してきています。たとえば、足許では、三井化学などがバンパーや内装部品などに幅広く使用されているポリプロピレン(PP)樹脂コンパウンドの部品メーカーへの供給を開始しています。

3. 広東省の部品メーカーによる部材の現地調達の今後の見通し

こうしてみると、今後も部品メーカーによる部材の現地調達の進展には、日系や欧米系の部材メーカーが主力を担うことになりそうです。ここで注目したいのは、今後広東省が上海市周辺と並んで基礎素材製品から完成車までを一貫生産できる地域に成長する可能性を秘めている点でしょう。

まず、金属材料については、近い将来、広東省の自動車産業でも、前述の表面処理鋼板(亜鉛メッキ鋼板等)の中国での地場調達が大きく進展する可能性が出てきています。従来、中国では、表面処理鋼板については、ティッセングループと鞍山鋼鉄の合併会社が大連で生産していましたが、2005年11月から、上海市で新日本製鉄、上海宝山鋼鉄、ルクセンブルクのアルセロール3社の合併会社が、日系の完成車メーカーや部品メーカーなどへの納入を視野に入れて、外板用表面処理鋼板の生産を本格化しました。また、外板用鋼板を含む原板製造工程でも、新日本製鉄などが高炉・転炉など設備運営手法といった技術ノウハウを上海宝山鋼鉄にある程度移転することで、同原板の過半程度が輸入ではなく中国地場で担われることになり、基礎素材段階からの現地調達も始まってきています。ただし、広東省においては、日系3社向けの場合、非常に高い品質レベルなどが要求されることとなりますので、外板用鋼板の原板段階からの地場調達が今以上に大きく進展するには、暫く時間を要するかもしれません。また、この上海合併からの調達が進んだとしても、輸送コストは若干嵩むこととなります。この点、今年前半にはJFEと広州鋼鉄企業集団との合併会社が、JFEから原板供給を受けて外板用の表面処理鋼板の生産を開始する予定ですので、原板段階からの現地調達は難しいとしても、コスト低減には寄与していくものと思われます。他方、金型等に使用される鋳造品の場合、広東省で地場調達できる先は極めて限られる模様ですので、今後の日系・欧米系の進出が期待されるようです。

次に、非金属材料の樹脂材料では、日系や欧米系メーカーによる基礎素材からのサプライチェーンが形成されてくることになりそうです。第1に、樹脂加工メーカーやコンパウンドメーカーに加え、エチレンやプロピレンといった石化基礎製品から各種誘導品を製造する“樹脂メーカー”の生産が本格化してくることになりそうです。たとえば、従来調達が難しいとされてきた燃料タンクモジュール等に使用されるポリアセタール(POM)樹脂

や、ヘッドランプカバー等に使用されるポリカーボネート(PC)樹脂のプロジェクトが本格稼動に入ってきます。第2に、こうした樹脂の原料となるモノマーの生産設備が立ち上がってくることでしょう。たとえば、三菱レイヨンは、2006年前半に、ランプカバーなどに使用されているアクリル樹脂(高分子体)の生成(重合)前のMMAモノマー(単量体)の生産を広東省惠州市で開始する予定となっています。第3に、エチレンなどの石化基礎製品を生産する大型プラントも立ち上がりつつあります。実際、BP(上海市)、BASF(江蘇省南京市)、ロイヤル・ダッチ・シェル(広東省惠州市)による中資系との合弁プロジェクトによるプラントの稼動が本格化してきています。広東省の場合、上海市周辺と比較すれば、樹脂メーカーなどの進出はこれからといえそうですが、シェルのプロジェクトが近くに位置し、将来的にボリュームが拡大すれば基礎石化製品の調達コストの低下が期待されること、また日系大手3社の自動車産業が集積するマーケットの魅力が大きいこともあって、樹脂材料における関連企業の進出が期待できるでしょう。

このように、将来的に金属・非金属材料双方で、日系や欧米系メーカーによる基礎素材から完成車までのサプライチェーンが完成すれば、広東省の自動車産業は、図表2にみるように原材料コストの点では、5年後には、アジアの主要自動車生産拠点である日本、タイを凌ぐ存在になっている可能性もあるといえそうです。

図表2：各地域の自動車産業における原材料コストの現状と今後について

コスト要因	現状	5年後
日本との比較		
原材料コスト(7~8割)	▲	○
国内調達分	—~○	◎
海外調達分(輸入関税を考慮)	×	▲
タイとの比較		
原材料コスト(7~8割)	▲	—~○
国内調達分	▲	—
海外調達分(輸入関税を考慮)	▲	○

(注)記号のイメージは以下の通り。

◎(優れる)、○(やや優れる)、—(同等)、▲(やや劣る)、×(劣る)

(資料)広東省の部品メーカーへのヒアリング結果などを総合した筆者のイメージ

(本稿は香港の週刊紙香港ポスト2006年2月17日号掲載分に加筆したレポートです)

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所：8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：Masahiro_Egami@hk.mufg.jp

TEL：852-2823-6991 FAX：852-2823-6744



中国経済の現状と見通し

三菱東京UFJ銀行
経済調査室
調査役 萩原陽子

本レポートは、三菱東京UFJ銀行経済調査室作成の「アジア経済の見通し」の中国編を転載したものです。「アジア経済の見通し」はNIEs、ASEAN、インドについても記載しております。また、日本、米国、欧州、オーストラリア、原油についても見通しを作成しており、下記アドレスよりご参照頂けます。

<http://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2006/index.htm>

1. 現状：引き締め強化にもかかわらず成長加速

中国では、2006年第2四半期の実質GDP成長率が前年比11.3%と前期(10.3%)から一段と上昇した。投資が前期の前年比27.7%増から30.9%増へと加速したことが大きく影響している。

中国当局は2003年後半以降、引き締め基調を強化してきたが、2004年に利上げや預金準備率の引き上げといった市場的手法に加え、新規貸出禁止などの厳しい行政手法をも駆使して、素材、不動産など過熱が目立った業種の伸びを抑制した後はこれら過熱業種に焦点を当てた個別の構造調整策に主眼を置いていた。

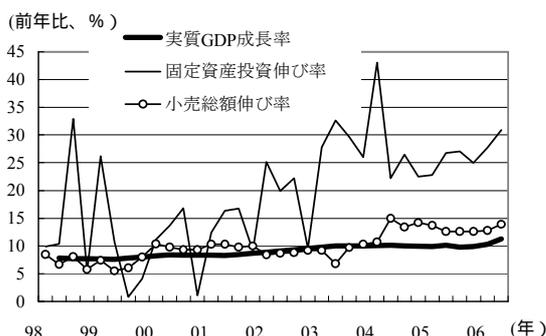
しかし、2006年に入り、投資再過熱の兆しがみられたことから、過熱業種対応策と並行して、全面的な引き締め政策が再び導入された。人民銀行(中央銀行)は、4月27日に1年半振りに貸出金利を引き上げ(翌日実施)、6月16日に預金準備率を引き上げる(7月5日実施)一方、窓口指導の強化、商業銀行向けの手形発行による資金回収などを行った。にもかかわらず、2006年は第11次5カ年計画の初年であることに加え、地方幹部の異動も多く、地方政府の投資意欲を抑えきれなかった。

もっとも、6月にはマネーサプライ、貸出の伸びに歯止めがかかっており、全く抑制効果がなかったとは即断し難い。とはいえ、7月18日のGDP発表直後から、追加対策が相次いだ。当局は、預金準備率を再度引き上げ(7月21日発表、8月15日実施)、不動産面では外資による不動産投資抑制策や取引時の20%のキャピタルゲイン税課税などを導入した。さらに、地方政府に対しては、2006年前半の1億元以上の新規プロジェクト(鉄鋼などの過熱業種は3,000万元以上)について、産業政策、プロジェクト審査、土地収用審査、環境アセスメント、貸出の各方面からチェックし、基準に反する案件を1カ月以内に徹底的に整理し、報告するよう指導意見を通知した。

一方、投資と並ぶ成長の牽引役である輸出の勢いは約3年も続いた前年比30%超という伸びから20%台に減速してきたものの、輸入の伸びを上回り、貿易黒字の拡大が続いている。この背景には、投資拡大に伴う生産能力の増強により輸出力が強化、輸入代替が進展するという構造的な黒字体質の強化があるとみられる。加えて、黒字拡大に伴う貿易摩擦回避のため、輸出抑制策が拡充されるという観測が広がっていることから、導入前の駆け込み輸出の要素も大きいと指摘されている。

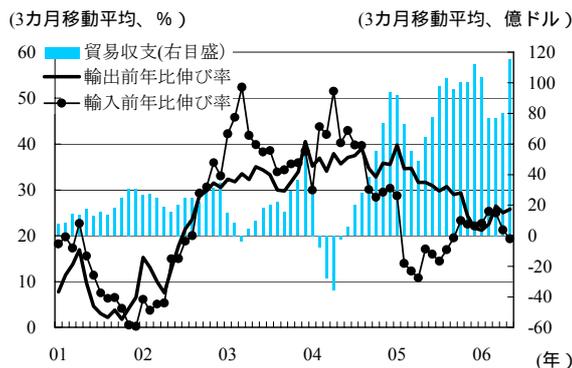


図表 1：中国の成長、投資、消費の推移



(注) 98～2004年の実質GDP成長率は年ベースの数値。
(資料) CEIC等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成。

図表 2：中国の貿易動向



(資料) CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室作成。

2. 見通し：政策対応強化で投資・輸出の減速促す

政府は投資・輸出主導による従来型の成長が持続可能でないとして、第11次5カ年計画で牽引役を消費に移行させる方針を打ち出したものの、足元では従来型の成長加速に直面しており、政策対応強化を通じて投資・輸出の減速を促すと考えられる。

投資については、投資実績のみならず貸出などマネーの動きも含めて肌目細かく、実態を確認しつつ、小幅の利上げや預金準備率の引き上げといった市場手法ならびに不採算な老朽生産設備の廃棄を中心とした構造調整の促進や違法な開発の摘発強化などの行政手法を併用した多様な追加対策を投じて過熱抑制に尽力しよう。ただし、格差拡大に伴う社会の不満を表面化させかねない景気失速につながるような本格調整は回避せざるを得ない。これらを考慮すれば、投資については緩やかな減速を予想する。

一方、成長に対する外需の寄与度は縮小からマイナスに転じよう。海外からの人民元切り上げ要求は強いが、中国当局は国内産業への影響を注視しながらの緩やかな人民元上昇にとどめると考えられる。とはいえ、小幅ながら通貨上昇が続くことから、価格競争力は徐々に低下しよう。これに加えて、過大な貿易黒字削減のための対応策も拡充されるはずである。輸出面では、広範な付加価値税還付率の引き下げが近々実施されるといわれており、輸入面では、引き続き、政府主導で航空機をはじめとする大型購買が進められよう。

消費は加速基調を続けるとみられるが、成長の牽引役になるほどのインパクトを持つには至るまい。都市住民については、所得の伸びは高水準ながら、社会保障システムの整備が依然遅れるなかで消費よりも貯蓄を優先する傾向が強い。また、農民については、胡錦濤政権が充足以降力を入れて取り組んでいる所得政策により所得の伸びは顕著に高まってきたものの、依然として都市住民とは大きな格差がある。消費主導型経済に移行するには広範な制度整備、意識変革、経済の成熟を要し、相当な時間がかかるものと考えられる。

以上を総合すれば、今後、投資・輸出の減速を主因として、足元をピークに実質GDP成長率は低下に向かうとはいえ、2006年は前半の10.9%という実績を考慮すれば通年でも10.5%と前年に比べ高まる。次いで、2007年には9.6%へと低下していく展開を予想する。

消費者物価は小幅上昇が続こう。原材料価格の上昇に伴うインフレ圧力はあるが、2004年後半をピークに緩和されつつある。石油製品価格は政府管理下とはいえ、2006年に入って3月、5月の2回で18%引き上げられたが、それでも、国際価格に比べ25%前後安価な水準といわれている。政府は石油製品価格の市場化進展を進める意向ではあるが、国際価格の高騰により改革のペースは緩やかなものにならざるを得ない。高成長により足元ようやく最終製品価格は下げ止まってき



たとえば、原材料インフレの緩和という川上の状況に加え、生産能力の拡大による供給過剰傾向は大きく変わってはいないことからすれば、大幅な価格転嫁が可能な状態とはいえまい。このため、2006年から2007年にかけて通年ベースでは1%台後半の物価上昇が見込まれる。

3. リスク・ファクター：過熱継続と人民元的大幅上昇

このように投資・輸出の減速によるソフトランディングをメインシナリオとして想定しているが、政策に基づく抑制効果が現れなければハードランディングのリスクは高まる。投資がさらに過熱した場合、当局はオーバーキルを招きかねないとしても大幅利上げなど本格調整を決断せざるを得なくなる。

また、貿易黒字拡大が続けば、海外からの人民元切り上げ要求が激化するのとは必定である。米国では7月10日に新財務長官としてゴールドマンサックスの前最高経営責任者ポールソン氏が就任し、中国の政財界にも幅広い人脈を持つことから、人民元問題の解決への手腕が注視されている。議会でも、引き続き対中強硬派が氣勢をあげている。一方、中国内にも、輸出のみならず投資抑制にも通貨上昇が望ましいとの議論もある。これらの背景から、人民元が大幅に上昇すれば、価格競争力を源泉とする中国製品の輸出が急激に衰え、内需にも下押し圧力が加わり、成長が大幅に鈍化する可能性は否定できない。

2007年までの見通し期間にこうしたリスクが顕在化しない場合でも、すでに造成された過大な生産能力が大きな調整圧力を孕み、不良債権問題再燃の火種となっていることは紛れもない事実である。このため、市場経済化・資本移動の自由化の進展に伴い、政府のコントロール機能が低下するなかで成長ペースが落ちると一気に本格調整に陥るリスクを内包している。こうした潜在的风险が中長期に表面化する可能性は決して低いとは言えず、改革のメスが入るのかを含めて注視しておく必要がある。

図表3：アジア経済見通し総括表

GDP規模 2005/bilUS\$		実質経済成長率(%)			消費者物価上昇率(%)			経常収支(億米ドル)		
		2005年	2006年	2007年	2005年	2006年	2007年	2005年	2006年	2007年
中国	2,224.8	10.2	10.5	9.6	1.8	1.6	1.8	1,608	1,920	1,565
韓国	793.1	4.0	4.9	4.5	2.8	2.5	2.6	166	46	23
台湾	346.1	4.1	4.4	4.0	2.3	1.8	1.7	164	196	184
香港	177.7	7.3	6.4	4.8	0.9	2.2	2.7	197	199	207
シンガポール	117.9	6.4	6.9	5.4	0.5	1.5	1.4	333	351	377
NIEs	1,434.8	4.6	5.1	4.5	2.3	2.2	2.3	859	792	791
インドネシア	276.0	5.6	4.8	5.3	10.5	13.0	6.5	9	50	35
マレーシア	130.8	5.2	5.4	5.2	3.0	3.6	3.2	199	208	218
タイ	168.8	4.5	4.5	4.9	4.5	4.9	3.0	▲38	▲12	▲28
フィリピン	97.7	5.1	5.2	4.8	7.6	6.9	6.3	24	25	22
ASEAN 4	673.2	5.2	4.9	5.1	7.1	8.3	5.0	194	271	247
アジア9カ国・地域	4,332.9	7.6	7.9	7.2	2.8	2.8	2.5	2,661	2,983	2,603
インド	775.4	8.4	7.7	7.6	4.3	5.3	4.5	▲106	▲174	▲201

(注)インドは年度(4月～3月)ベース。

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報): http://www.bk.mufg.jp/rept_mkt/index.html



免許交付が待たれる 3G 携帯電話サービスと想定される端末メーカーの事業環境

三菱東京 U F J 銀行
企業調査部 香港駐在
調査役 永井 隆太

中国の携帯電話市場は、加入者増加の舞台を中小都市や内陸へと移しながら拡大を続けているものの、密輸・密造品の横行による正規品の需要圧迫や、供給過剰からくる価格下落を背景に、シェア低位に留まる日系・地場メーカーにとっての事業環境は特に厳しさを増している。こうしたなか、挽回のチャンスとして 3G（第 3 世代）サービスへの期待が高まっており、日系メーカーも 3G サービスに向けた取り組みを強化している。本稿では、中国の携帯電話市場を概観するとともに、3G サービス開始後に想定される事業環境と日系メーカーに求められる対応について纏めた。

1. 中国携帯電話市場の概要

(1) 携帯電話普及の状況～加入者増の中心は中小都市や内陸へとシフト

中国における携帯電話の普及率をみると、北京・上海といった沿岸部の大都市では、既に日本を上回る水準に達している一方で、沿岸部のその他の省や内陸部の各省では一般に 2～4 割程度に留まっている（図表 1）。また、ここ 1～2 年の加入者純増数の推移をみると、累積加入者数が 4 億人を超える水準に達しているなか、中国全体では毎月 500 万人程度の増加ペースを概ね維持しているものの、地域別には、沿岸部大都市における純増数はピークを超えており、沿岸部のその他の地域や内陸部で加入者増加ペースが加速している状況。（図表 2）

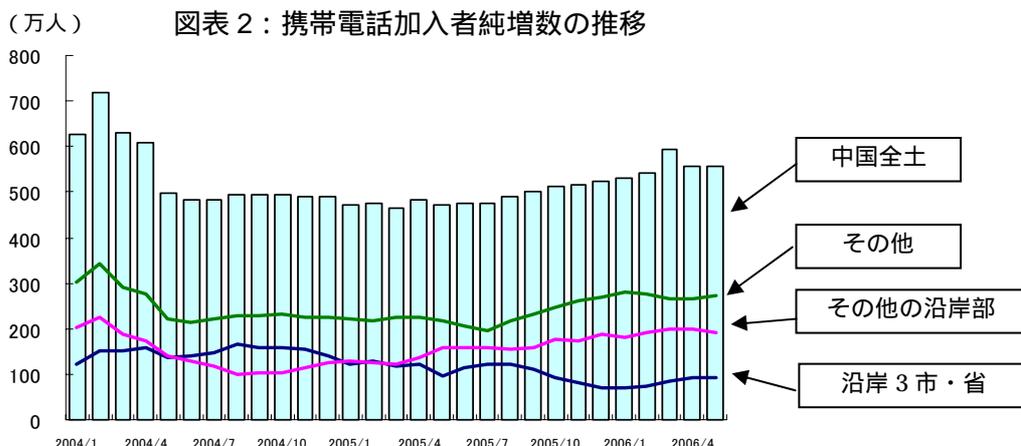
こうしたことから、中国の携帯電話普及は、沿岸部の大都市ではほぼ一巡した一方で、中小都市や内陸部が拡大の中心舞台になりつつある段階といえよう。

図表 1：主要地域における携帯電話普及率の推移

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006/6月	
加入者総数(百万人)	85.3	144.8	206.6	268.7	334.8	393.4	426.4	
普及率 (%)	全国	6.8	11.2	16.1	20.9	25.9	30.3	32.7
	北京	27.7	44.7	66.5	77.9	92.1	97.8	102.4
	上海	24.5	36.7	56.6	67.6	76.6	82.9	86.8
	広東省	18.4	27.6	41.4	51.0	67.6	77.2	77.1
	江蘇省	8.6	13.8	20.2	26.1	30.2	34.4	36.8
	福建省	13.3	17.9	23.0	27.3	32.6	37.1	39.9
	河南省	3.3	5.3	7.7	11.2	14.4	18.7	22.1
	四川省	4.0	6.8	10.3	13.8	17.4	19.4	21.6
日本(全国平均)	45.8	52.9	57.9	62.8	66.9	70.6	72.7	

(注) 上記は加入者数を人口で除して 100 倍したもの。日中ともに PHS は含んでいない。

(資料) CEIC Data Co., Ltd、信息产业部資料、電気通信事業者協会、総務省統計局 HP より当部作成。



(注)「沿岸3市・省」は北京市・上海市・広東省、「その他の沿岸部」は遼寧省・天津市・河北省・山東省・江蘇省・浙江省・福建省・海南省、「その他」はその他の省・直轄市。それぞれのグラフは、各区分に属する省・市の携帯電話加入者月間純増数合計の3ヵ月移動平均値。

(資料) CEIC Data Co., Ltd より当部作成。

(2) 端末市場の状況～密輸・密造品の影響を受け正規品市場は頭打ちへ

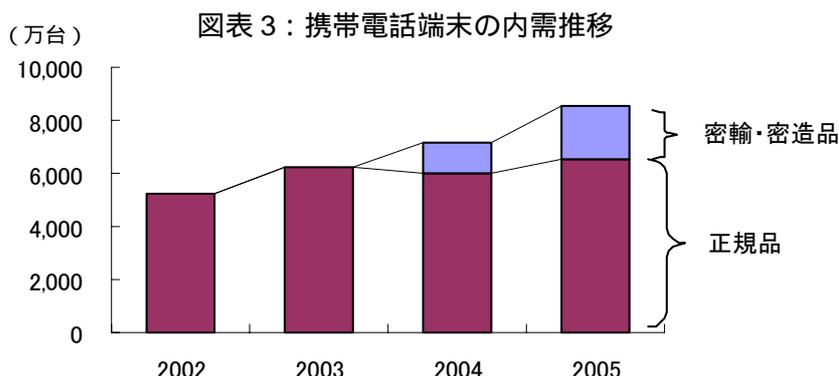
内需の状況

次に端末市場の状況を見ると、中国全土ベースでは加入者が順調に増加しているなか、内需も年率二桁ペースで拡大している様子。しかしながら、ここ2～3年で新規加入者が中小都市や内陸部へと拡大するのに伴って低価格志向のユーザーが増えているとみられ、こうした地域を中心に安価な密輸品・密造品の販売が増加している。その結果、メーカーによる正規品の需要が圧迫されており、正規品の需要は足元では頭打ちとなっている可能性もある(図表3)。「黒手機(=ヤミ携帯)」と呼ばれるこうした密輸品や密造品は、正規品の6～8割程度の価格であることから2004年頃から急速に市場に出回っており、2005年には1,500～2,000万台が販売されたといわれている。

こうした密輸品・密造品に対しては昨年来当局の取り締まりが強化されているものの、2006年に入って密輸品・密造品が国内販売に占める比率はさらに高まっているとの声も聞かれ、正規品の内需は当面厳しい状況が続くとみられる。

なお、こうした密輸・密造品が市場に出回っている背景として中国市場における以下のような事情が前提となっている。日本では、第3世代携帯登場以前は、契約・番号情報が端末本体に記録されており新規加入時にキャリア固有の端末を購入することが基本的に必要である。一方、中国では契約・番号情報は端末に挿入して用いるSIMカードと呼ばれるICカードに記録されており、新規加入とはこのSIMカードの購入を意味する(注)。その結果、端末はSIMカードと別個にまたキャリアを選ばずに流通する形となり、加えて端末価格が高いものでは3,000～4,000元程度に上るなど所得水準比高額なこともあって、密輸・密造品などが流通しやすい状況となっている。

(注)ただし、こうした状況は中国に特有なわけではなく、世界的にみれば日本の状況がむしろ特別といえる。



(注) 密輸・密造品の数量は各種資料に基づき当部にて推定。

(資料) 各種資料より当部作成。

生産の動向

一方、供給サイドに目を転じると、輸出への依存度を急速に高める形で生産は増加を続けている状況。2005年の端末生産台数は前年比31%増の3.03億台に上り、うち75%にあたる2.28億台が輸出に向けられている(図表4)。

輸出の90%以上はモトローラ、ノキアなど当初から欧米市場への輸出も視野に入れていた外資系企業によって行われているため、こうした輸出の全てが正規品の内需伸び悩みを背景にした余剰生産のはけ口的なものとは言い切れない。しかしながら、65社に上る参入企業が合計5億台を超える生産能力を持つこと、国内における端末在庫が2,000万台に達するとみられること、従来国内販売を主眼としていた地場メーカーもここ1~2年は輸出に注力し始めていることなどから、国内市場における供給過剰感は相当に強いものとみられる。

こうしたなか当局は、3年以内に20社程度の端末メーカーを淘汰するとの方向性を示しているものの、生産台数を2億台も上回る能力過剰が解消されるにはしばらく時間がかかるものと思われる。

図表 4：生産・輸出台数と輸出比率の推移(万台)

	2003年		2004年		2005年	
生産台数	18,644		23,175		30,367	
外資系メーカー合計	9,328	97.8%	13,968	95.6%	21,479	94.2%
モトローラ	1,554	16.3%	3,338	22.9%	6,156	27.0%
ノキア	2,155	22.6%	2,911	19.9%	3,275	14.4%
ソニーエリクソン	N.A.	-	1,076	7.4%	1,744	7.6%
シーメンス	N.A.	-	1,432	9.8%	1,385	6.1%
天津サムスン	N.A.	-	N.A.	-	1,130	5.0%
杭州モトローラ	N.A.	-	N.A.	-	1,350	5.9%
地場メーカー合計	206	2.2%	636	4.4%	1,321	5.8%
寧波波導	48	0.5%	338	2.3%	605	2.7%
輸出台数	9,534	100.0%	14,604	100.0%	22,800	100.0%
輸出比率	51.1%		63.0%		75.1%	

(資料) CEIC Data Co. Ltd、新聞報道より作成。

価格の動向

供給過剰に伴う在庫積み上がりや、安価な中古品や密輸・密造品の影響による価格下落圧力に加え、メーカーに対する価格支配力が強い家電量販店の台頭などを背景に、製品価格の下落は著しい。実際、主要36都市におけるカラー液晶端末機の平均価格は2006年1月から6月の

半年間で約 15%下落しているほか（図表 5）、一部では 400 万画素カメラ付端末が 2,000 元以下で販売されるなど高級品にも価格下落が浸透している状況。

今後も、需給ギャップの解消にはしばらく時間がかかるとみられるうえ、家電量販店間の再編が進み彼らのメーカーに対する価格支配力が一層強まることが予想される（注）ため、価格下落基調は当面続こう。

（注）家電量販店第 1 位の国美電器が同 3 位の永楽家用電器の買収を決定しているほか、米ベストバイが同 4 位の蘇州五星電器の買収を発表している。

図表 5：カラー液晶端末の主要 36 都市における平均価格推移（2006 年・元）

1月	2月	3月	4月	5月	6月
1,215	1,161	1,130	1,102	1,067	1,039

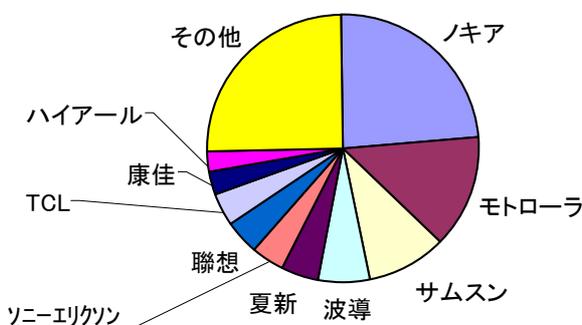
（資料）CEIC Data Co., Ltd より作成。

2. 厳しさを増す下位メーカーの事業展開

(1) 欧米・韓国メーカーが上位シェアを独占

このように、加入者数増加が続いているにも拘わらず端末メーカーにとっての事業環境が厳しさを増すなか、国内市場においては上位メーカー、具体的には一部の欧米・韓国メーカーへの集中度が高まっている。国内市場のシェアをみると、参入企業が 60 社を超えるなかで、ノキア、モトローラ、サムスンの 3 社が 5 割弱のシェアを占めており、地場メーカーや日系メーカーのシェアは低位に留まっている状況。特に日系メーカー各社のシェアは 1~2%程度に過ぎないといわれる（図表 6）。

図表 6：国内市場における携帯電話端末シェア



（資料）新聞報道などより作成。

(2) 厳しさを増す下位企業の事業展開

地場メーカー

2003 年末時点では 5 割以上のシェアを確保していた地場メーカーであるが、開発力・資金力に劣るため携帯電話の高機能化に伴い新製品投入速度が落ちたこと、市場が伸び悩むなかノキアやモトローラがローエンドモデルでの攻勢を強めたこと、品質面でも外資系メーカーと比較して問題が多発したことなどを背景として、急激にシェアを低下させていった（図表 7）。ローエンドモデル中心のラインナップであったことからたださえ厳しい価格競争に晒されていたうえ、積み上がった在庫の調整もあって損益の悪化も著しく、特に 2005 年には比較的上位に位置するメーカーを含めてほとんどの地場メーカーが赤字転落したものと思われる（図表 8）。



図表 8：地場携帯電話メーカーの業績推移

図表 7：地場メーカーシェアの推移

2003年	2004年	2005年
54.7%	44.5%	40.6%

(資料) 信息产业部

		2003	2004	2005
波導	売上高	10,841	10,246	9,050
	税引前利益	350	258	▲ 469
夏新	売上高	6,817	5,055	4,809
	税引前利益	762	18	▲ 664
TCL通信	売上高	9,020	7,310	5,664
	税引前利益	794	▲ 343	▲ 1,871
海爾電器	売上高	3,752	5,894	4,940
	税引前利益	142	166	▲ 401

(注) 数値の単位は、波導、夏新は百万元、TCL 通信、海爾電器は百万香港ドル。
(資料) 各社アニュアルレポート、Bloomberg より作成。

日系メーカー

日系メーカーは、ホームグラウンドである日本市場における通信方式の違いもあり、GSM 方式・CDMA 方式を採用する中国市場への進出は欧米メーカーに遅れをとった。多くの日系メーカーは高価格・高機能品に機種を絞り込むなどして巻き返しを図ったが、ブランド知名度や販売網で見劣りがしたことから苦戦を強いられた。その結果、現行の第 2 世代サービスに関しては、ここ 1~2 年でほとんどの日系メーカーが撤退もしくは事業の再構築を余儀なくされている(図表 9)。

図表 9：日系メーカーの中国市場からの撤退・事業戦略見直し事例

企業名	時期	内容
東芝	2005 年 4 月	動画メール機能付などの高価格端末を中心に投入していたが需要の低価格化が進む中でシェアが低迷。江蘇省南京の合弁会社「南京普天天芝通信」の株式を売却し、中国の携帯電話事業から撤退。
NEC	2005 年 12 月	価格帯 1,000 ~ 1,500 元の中・低位機種の開発を停止、高機能機種に特化。国内販売店を 2,500 店舗から 2,000 店舗程度まで削減。
パナソニックモバイルコミュニケーションズ	2005 年 12 月	中国を含めた海外向け第 2 世代 GSM 端末の新規開発を中止。
三菱電機	2006 年 3 月	合弁会社「三菱数源移動通信設備」への出資比率を 36% から順次引下げるとともに、開発・販売部門を閉鎖、事実上中国市場から撤退。杭州工場での日本市場向け生産などは継続。
京セラ	2006 年 4 月	価格帯 400 元程度の低価格端末を投入し巻き返しを企図。

(資料) 新聞報道より作成。

3. 期待が高まる 3G サービスの開始

(1) 高まる 3G サービスへの期待

こうしたなか、端末メーカーは、近い将来中国でも免許交付が見込まれている 3G (第 3 世代) サービスへの期待を高めている。3G サービスにおいては一般に、高速データ通信や動画ダウンロード、TV 電話や GPS 情報の取得などといった、大量のデータの送受信を必要とするサービスが可能となるため、現行世代からの買い替え需要の喚起による端末市場の拡大が期待されている。

特に、現行サービスにおいて下位シェアに甘んじている日系メーカー・地場メーカーは、3G サービス開始を巻き返しの好機と捉えている。具体的には、日系メーカーは、日本市場において既に 2001 年から 3G 端末を投入していることからくる技術面・開発面での優位性を武器に、中国市場に高機能端末を迅速に投入するとともに、基地局などインフラ設備の供給でキャリアとの



関係を強化することで挽回を図ろうとしている。また地場メーカーは、これまで端末生産の核心技術を欧米メーカーに把握されていたため、製品開発力の見劣りからシェアを大きく低下させていたうえ、欧米メーカーに支払う特許料が収益を圧迫していた。しかし、3G サービスにおいては中国独自規格である TD-SCDMA 方式^(注)も通信規格の1つとして採用される見込みであり、地場メーカーの多くが同方式端末を開発する予定であることから、こうした問題点が解決されライセンス強化が図れると期待している。

こうした期待感のなか、各端末メーカーは、設計開発会社を設立したり、3G 端末生産拠点を整備したりするなど、3G サービス開始後の端末投入への準備を着々とすすめている(図表 10)。(注)3G サービスにおける各通信規格については(2)を参照。

図表 10：各社の 3G サービスへ向けた取り組み内容

企業名	内容
ノキア	2005 年 8 月、四川省成都に 3G 関連アプリケーションの研究開発センターを設立。 2005 年 9 月、中国普天情報産業との間で湖北省武漢市に 3G 携帯電話端末工場の設立契約を締結。合併会社の投資額は 9 億元に上る予定。
モトローラ	2006 年 7 月、華為技術集団との間で 3G ソリューションの研究開発センターを設立。 2006 年 7 月、天津にモトローラで最大の海外生産拠点となる工場が完成し、3G 携帯の生産準備を開始。
NEC	2005 年 1 月北京市に「NEC 中国 3G 携帯電話研究開発センター」を設立すると発表。 3G サービス向けの基地局設備の生産拠点を設立、3G インフラ事業に注力。 2006 年 4 月、武漢 NEC 移動通信会社に 2 億 2500 万ドルを増資、3G 端末の生産準備をすすめる予定。
パナソニックモバイルコミュニケーションズ	2003 年 11 月に UT スターコムと合併で 3G サービス向け通信設備製造会社を設立。 杭州の工場に 3G の中・高級機種を生産に注力。
地場メーカー	寧波、夏新、海信などの地場メーカーは、2005 年 1 月に政府からの資金援助を獲得、中国独自規格である TD-SCDMA 端末の開発に優先的に取り組む。

(資料)新聞報道より作成。

(2)先延ばしが続く 3G 免許の交付

ただし、サービス開始の前提となる通信キャリアへの 3G 免許交付については、延期に次ぐ延期によりいまだ実現していない(図表 11)。中国政府が 2008 年の北京オリンピック開催までの本格的なサービス普及を目指すなか、当初は 2004 年中の免許交付が見込まれていたが実現せず、今年初頭には 2006 年中の交付が確実視されていたにもかかわらず、足元では早くても 2007 年にずれ込むとする見方が一般的になりつつある。これは、3G サービスにおける中国独自規格である TD-SCDMA 方式の実用化が遅れていることが原因であると言われている。

そもそも、中国の 3G サービスにおいては、日本の NTT ドコモや欧州(日本におけるボーダフォンのサービスも含む)で採用されている W-CDMA 方式、日本の au や北米で採用されている CDMA2000 方式に加え、中国独自規格である TD-SCDMA 方式の 3 種類の規格が採用される予定(図表 12)。電子機器の核心技術の多くが欧米もしくは日本企業に把握されているなかであって、中国企業である大唐集団がシーメンスと共同開発した TD-SCDMA 方式は、中国独自技術の育成に注力している中国政府に強く後押しされている。したがって、3G サービスの免許交付にあたっては、TD-SCDMA 規格の免許交付なしに他の 2 規格の免許が先んじて交付されることは考えにくく、同規格が実用化水準に達するのに予想以上の時間がかかっていることから免許交付自体が先延ばしになっている状況。

図表 11：3G 免許交付スケジュールに関する当局発言と憶測

2005年3月	王旭東情報産業相が、「3G 免許交付は技術の発展状況と市場の需要状況を見て決めるべきで、いまのところ具体的タイムスケジュールは決まっていない」と言明。
2005年12月	王旭東情報産業相が「過去何年かの努力を経て、わが国には3G 発展の準備が既に整った」と発言。2006 年前半の免許交付が広く憶測される。
2006年4月	情報産業部副部長が、「3G サービスの免許交付にタイムテーブルは存在しない」と言明。
2006年8月	TD-SCDMA 産業連盟の関係者が、「TD-SCDMA のネットワーク試験結果によって実用化が遅れており、免許交付は早くても2007 年初頭になる」と発言。

(資料) 新聞報道より作成。

図表 12：中国で採用が見込まれる 3G 規格

規格名	特徴
W-CDMA	NTT ドコモやノキア、エリクソンが開発した規格。上りと下りで別の周波数帯を使う。日本では NTT ドコモ、ボーダフォンで採用されており、そのほか欧州・韓国・香港・台湾などで採用。
CDMA2000	クアルコム(米)などが中心となって開発した規格。上りと下りで別の周波数帯を使い、下りでは割り当てられた帯域を3分割して使用する。日本では au が採用しており、そのほか米国・韓国・香港で採用。
TD-SCDMA	大唐集団とシーメンスが中心となって開発した中国独自の 3G 規格。上りと下りで同じ周波数帯を時分割で切り替えて使用するため周波数帯の有効活用でき大都市圏でのサービス展開に有利。今のところ、寧波波導、レノボ、海信、夏新といった地場メーカーやサムスン、LG などが端末を開発中。

(資料) 各種資料より作成。

4. 3G サービスにおいて想定される事業環境

このように、外資・地場を問わず端末メーカー各社は 3G サービスへの期待を高め通信キャリアへの一刻も早い 3G 免許交付を待ち望んでいるが、3G サービスにおける端末メーカーの事業環境についてはいくつか注意を要する点もある。

(1) 3G サービスの加入者拡大は緩やかなペースになる可能性も

まず、3G サービスの市場が期待されているほど急速には拡大しない可能性がある点である。3G サービスの市場規模に関しては、サービス開始後 4~5 年で累計加入者数が 2 億人程度に達するとする予測が比較的多いようだが、実際の加入者増加ペースは、サービス開始時期や政府の政策^(注1)、キャリアの料金設定などによって大きく左右されるため、予測が難しいところ^(注2)。

アジア諸地域における 3G サービスの加入者増加ペースを、携帯電話累計加入者数に占める 3G サービス累計加入者数の比率でみると、日本ではサービス開始後約 4 年で 50%を超えているものの、台湾では同約 3 年で 9%、香港では同 2 年で 8%程度(図表 13)と、地域により差が見られる。アンケート調査等によれば、中国では携帯電話を用いたインターネット接続などへの関心度合いは比較的高いとみられるものの、所得水準そのものがこうした地域と比較すれば低いうえ、都市部と農村部の経済格差が大きいこともあり、中国の 3G サービス加入者増加ペースが香港・台湾と同程度となる可能性も否定できない。その場合、極めてラフな試算ながら、中国における 3G サービス累計加入者数が 2010 年時点で数千万人に留まる可能性^(注3)もある。

- (注1)たとえば、中国独自規格の発展・保護のため、免許交付に際して TD-SCDMA の免許を先んじて交付し、W-CDMA や CDMA2000 の免許交付は数ヶ月遅れて行われる、という可能性も取りざたされている。
- (注2)中国情報産業部電信研究院の予測や発言も、「2006年にサービス開始したとすれば2010年の加入者数は2億人」とするものもあれば、「2010年の加入者数は2,000万人」とする保守的なものもある。
- (注3)携帯電話加入者が年間50～60百万人ペースで増加、3Gサービス開始は2007年、サービス開始3年後の携帯電話加入者に占める3G加入者の比率を10%、の3点を前提とした場合、2010年末の3G加入者数は6,500万人余りとなる。ただし、2008年北京五輪開催に際して3Gコンテンツが充実しそれを通じて加入者拡大ペースが加速する、といった中国特有の要因が市場を押し上げる可能性はある。

図表13：日本・香港・台湾における3Gサービス開始後の加入者数推移（万人）

		1年後	2年後	3年後	4年後
日本	3G加入者数	716	1,669	3,035	4,833
	携帯電話全加入者数	7,566	8,152	8,700	9,179
	比率	9.5%	20.5%	34.9%	52.7%
台湾	3G加入者数	N.A.	64	202	
	携帯電話全加入者数	-	2,116	2,149	
	比率	-	3.0%	9.4%	
香港	3G加入者数	N.A.	70		
	携帯電話全加入者数	-	859		
	比率	-	8.1%		

(注) サービス開始は日本が2002年4月(全国展開)、台湾が2003年7月、香港が2004年1月。台湾の「3年後」は「2年10ヶ月後(2006年5月)」の数値。なお韓国はデータ入手上の都合から掲載していないが、3G加入者の比率は2005年末(開始後約3年)で30%を超えるとみられる(CDMA2000 1x除く)。

(資料) 各種資料より当部作成。

(2) 今まで以上に開発力が重要な競争力に

次に、3Gサービスでは開発力が今以上に重要な競争力となるなか、地場メーカーやシェア低位に留まるメーカーにとっては、3Gサービス市場拡大の恩恵を必ずしも享受できるとは限らない点である。

3Gサービスにおいては、高速データ通信や動画視聴、音楽再生など端末機能の高度化が求められるうえ、製品サイクルが短期化し製品寿命が短くなると想定されることから、製品開発力が大きな競争要因となるとともに迅速に新製品を投入することがシェア拡大及び収益性確保のために一層重要となろう。その一方で、3G端末の開発コストは、日本の例で言えば1機種あたり100～200億円に上るといわれ、製品サイクルの短さも相俟って端末メーカーにとっての開発コスト負担は非常に重くなると考えられる。したがって、参入企業にとっては、高い製品開発力をもつことに加え、いかに開発コストを迅速に回収しそれを新製品の開発に向けることができるかがポイントといえる。

こうした観点でいえば、既に3G端末の開発・投入実績があり資金力も比較的であるとみられる外資系メーカーと比較して、地場メーカーは一部を除いて3G端末の開発・投入実績に乏しいうえ、特に中小メーカーにおいては開発コストの負担力も大きくないことから、彼らにとっては厳しい事業環境が予想される。また、外資系メーカーであっても、開発コストを回収できる販売数量が確保できなければ迅速な新製品の開発・投入はままならないことから、十分なシェアが獲得できない場合は3Gサービス市場の拡大が必ずしも挽回の契機とならず、むしろ一段の事業環境の悪化につながる恐れもある。



(3)免許交付の遅れは特に日系メーカーにはマイナスの影響

さらに、免許交付の遅れが及ぼす影響も無視できない。3G 端末生産に向けた先行投資の回収が遅れるという点ばかりでなく、特に日系メーカーの事業展開にとってマイナスの影響が出ることに留意が必要といえる。

日系メーカーが中国の3G サービスにおいて発揮可能な優位性は、基本的には、2001年から世界に先駆けて本国で3G 端末を投入し事業展開していることからくる技術面・開発面などでの先行メリットにあると考えられるが、中国での3G サービス開始が遅れば遅れるほど、日本企業より遅くここ2~3年で本格的に3G 端末の投入を開始したノキアやモトローラなど欧米メーカーとのノウハウ蓄積の差は縮まり、日系メーカーの優位性は相対的に低下することとなる。

さらに、3G サービス開始の遅れは、日系企業がノキア・モトローラ・サムスンの3強の後塵を拝しているという既存のシェア構造の長期化をもたらし、その結果、携帯電話における既存のブランドイメージが固定化されたり、販売ルートにおける上位メーカーのプレゼンスがより確固たるものとなる可能性もあり、日系メーカーの3G サービス開始後のシェア挽回を難しくする一因ともなり得よう。

5. 3G サービスに向けて日系企業に求められる対応

このように、中国の3G サービスにおいては、全体としては端末開発力で優る外資系メーカーが地場メーカーと比較すれば有利であると考えられるものの、3G サービスを挽回の機会と捉えている日系メーカーにとっては決して事業環境を楽観視できる状況にはないと考えられる。したがって、事業展開にあたってはさまざまな工夫が必要となつてこよう。

まず、継続的に魅力的な新製品投入を可能にするためにも、効率的な開発体制を構築する必要がある。3G の市場拡大ペースに不透明な部分があるうえ、既存第2世代市場で低位シェアに甘んじている日系メーカーとしては、3G サービス開始早々から中国市場のみで一気に関係コストを回収できるほどの高いシェアをとれる可能性は高くない。したがって、日本国内で NEC とパナソニックモバイルコミュニケーションズが既に行っているような他社との共同開発や、中国の市場ニーズを十分踏まえながらも日本や香港など先行して製品投入している地域の製品との開発共通化などを通じて効率的に開発を行っていく必要がある。

また、3G サービス開始の先延ばしが続き、技術力や設計開発力など生産サイドでの優位性が相対的に弱まる可能性があるなか、マーケティングサイドからの布石を今のうちに打っておくことが必要であろう。具体的には、広告宣伝を通じてブランド知名度を向上させたり、地道な調査により消費者ニーズを性別・年代や地域別などで詳細に把握するといった取り組みが挙げられよう。サムスン電子が中国携帯電話市場において短期間で高いシェアを確保するに至った背景には、消費者ニーズのこまやかな把握とそれに基づいた迅速な新製品の開発・投入があったと言われており、こうした戦略は3G 携帯電話で短期間に挽回を図りたい日系メーカーにとっても参考となる。

以上

(執筆のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在

住所: 8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL: 852-2249-3030 FAX: 852-2521-8541



人民元為替相場、日中変動幅拡大についてのふたつの解釈

三菱東京UFJ銀行 上海支店
為替資金課長 石田 真佐人

1. 人民元為替相場動向

8月の人民元為替相場は、米ドルが対円・対ユーロで買い込まれる展開も総じて底堅く、通貨バスケット参照制度の大きな影響を受けず、1米ドル7人民元台の水準が定着、堅調に推移している。

これまでにみられなかった特徴として、人民元為替相場の日々の変動が極めて大きくなっていることがある（Chart2 御参照）。

日々の変動幅拡大の背景に関し、未だ定説は無いが、市場における二通りの解釈（通貨当局介入、商業銀行為替操作）を以下紹介する。

通貨当局主導の変動とする見方：

米ドル対人民元為替相場は、中国人民銀行公示相場から $\pm 0.3\%$ の変動幅が許容され、昨年7月21日の人民元為替制度改革時も見直しが見送られ、現在に至っている。但し、昨年7月21日発表の中国人民銀行公告〔2005〕第16号「関与完善人民元匯率形成機制改革的公告」第四項は、「现阶段(現段階)、上下0.3%の変動幅を許容する。(中略)。中国人民銀行は、市場発展状況と金融經濟情勢に基づき、為替相場変動幅を調整する。」とあり、通貨当局は当時から将来の変更を示唆している。

昨年7月の制度改革時に変動幅拡大発表を見送ったのは、変動化への備えが整っていない企業・商業銀行に対し、大幅な変動化を行なわないことを示す必要があった為であり、また為替制度改革に先行した変動化準備作業（先物為替予約拡大、公表相場の複数設定許容、TT幅拡大等）は、近い将来の切り上げのシグナルと受け取られかねず、投機資金流入に繋がる恐れがあり、実施が困難であったと推測する。

以降一年間、OTC市場解禁後も、通貨当局が大幅な変動を抑制し続けているのは、同様の理由によるものであったと考える。仮に8月に見られた日中の大きな為替相場変動が、中央銀行によるものであるとすれば、企業・商業銀行の変動化への備えが進み、投機資金流入が抑制されてきたことの証かもしれない。

人民元対米ドル為替変動幅拡大に向けた準備作業として、その必要性を市場に明確に示す必要があり、介入の時期、水準、量により、人民元相場にその影響が及ぶようプライマリーディーラー行との為替介入を実施し、人民元相場を増減させたとみる見方である。

マーケットメーカー主導の変動とする見方：

他方、中央銀行の為替介入スタンスは従来同様とし、主に商業銀行、取り分け人民元為替市場で大きな影響力を持つ15行の人民元為替マーケットメーカー主導の為替変動であるとする見方がある。

マーケットメーカーの職責は、従来中央銀行が果たしてきた役割の一部を引き継ぎ、人民元為替市場に常に流動性を供給し続け、円滑な為替市場を形成することにある。但し、為替市場に



流動性を供給し続ける為には、本来、ある程度の為替変動による収益機会の存在が必要であり、為替相場の基本的安定と、一方向の相場観の中での為替操作には困難が伴っている。

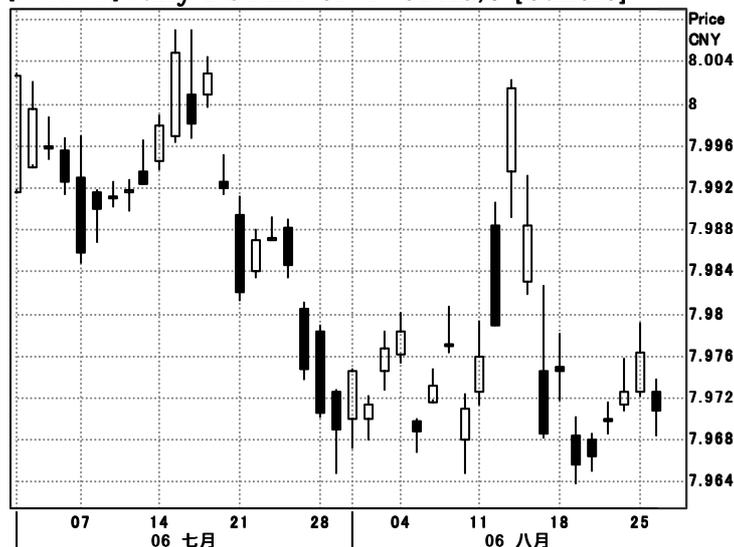
現在、多くのマーケットメーカー行は、為替市場の過度の変動を未然に防止し、市場に流動性を提供し続けることが、マーケットメーカーの責務であると認識し、積極的な相場誘導行為に否定的なスタンスを取る一方、一部のマーケットメーカーは、法定許容変動幅に遥かに達しない現在の為替変動は過小であり、当局より与えられた為替ポジション枠を用い、積極的に相場を変動させつつ、流動性を供給し続けることを職責と認識している。

相場安定機能と相場変動機能、マーケットメーカー間で認識が割れており、また当局関係者も二つの異なる意見を有しているように思われる。

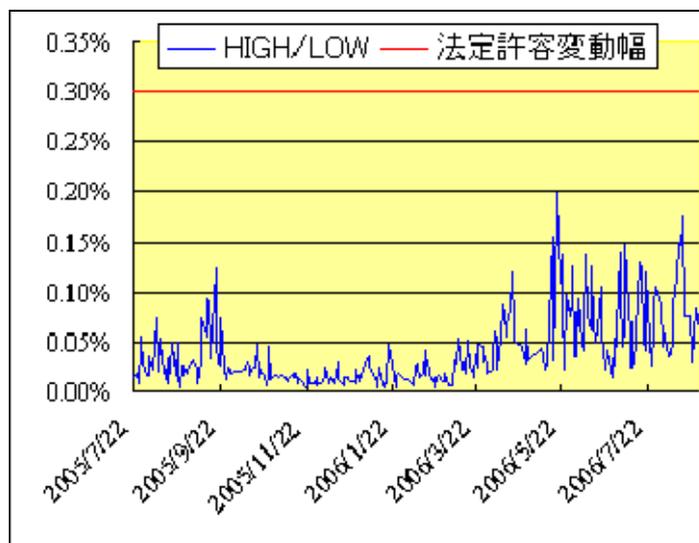
8月の為替相場変動幅の拡大は、一部の大口資本為替（対外出資）の存在と、相場安定機能に重きを置かないマーケットメーカーの市場操作によるものとの見方である。

9月の人民币為替相場は、引き続き緩やかな人民币高進行と、変動幅の一層の拡大を予想する。

[Professional] Daily FOREX CNY=CFXS,3 [Candle]



【Chart1】人民币為替為替相場 by Reuters



【Chart2】CNY 日中変動幅推移
(法定変動幅上限は0.6%=0.3%*2)

2. 人民币金利動向

8月19日、人民币貸出・預金基準金利の再利上げと外貨預金準備率操作（3% 4%）、二つの引き締め策が発表された。

7月21日発表8月15日実施の預金準備率操作の効果を見極めない中の利上げ発表であったこと、またその効果は然程大きいとは思えない外貨預金準備率操作をも併せ実施してきたことから判断し、通貨当局の経済過熱懸念は相当に大きいと考える。

4月以降の引き締め策（行政指導による経済引き締めを除く）は以下の通りである。



- 4月28日：貸出基準金利利上（預金金利据置）
- 5月18日：第一回定向中央銀行手形発行(指名行に対し債券を市場実勢比高価格で発行)
- 6月13日：第二回定向中央銀行手形発行(指名行に対し債権を市場実勢比高価格で発行)
- 6月16日：預金準備率操作（7月5日実施）
- 7月13日：第三回定向中央銀行手形発行(指名行に対し債券を市場実勢比高価格で発行)
- 7月21日：預金準備率操作（8月15日実施）
- 8月19日：預金・貸出基準金利利上
- 8月19日：外貨預金準備率操作（9月15日実施）

人民元貸出・預金金利基準金利上げに関しては、発表のタイミングを除き、利上げの幅はほぼ事前の市場の予想通りと言え、債券市場、資金市場、株式市場共に総じて落ち着いた反応を示している。

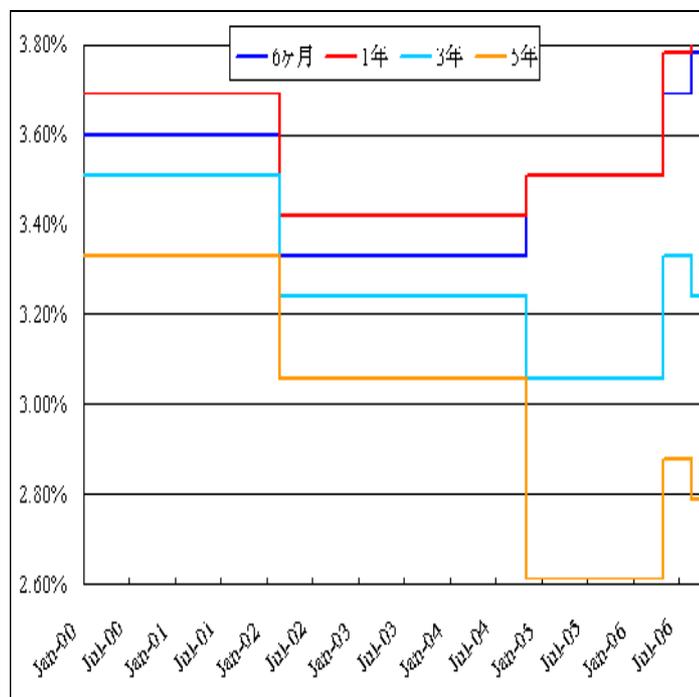
利上げ内容に関しては、長短金利差拡大、銀行中長期貸出の収益性圧縮、銀行流動性貸出に配慮し短期貸出の収益性維持等、小幅調整乍らもバランスの取れた調整であったと考える。既に更なる利上げの時期と利上幅が論じられており、引き続き月次で発表される銀行資金貸出等に注目が集まる。

外貨預金準備率操作に関しては、外債規制徹底と併せ実施されることにより、地場金融機関のみならず、外資金融機関の外貨融資を抑制する効果が出てくる可能性がある。また預金準備率は現状4%と調整後でも人民元と比較し大幅に低く、将来的な預金準備率の人民元・外貨統一に向け、更なる調整が行なわれる可能性があると考えられ、注意を要する。

		2006/4/28	2006/8/19	増減
貸出	6ヶ月	5.40%	5.58%	+0.18%
	1年	5.85%	6.12%	+0.27%
	1-3年	6.03%	6.30%	+0.27%
	3-5年	6.12%	6.48%	+0.36%
	5年超	6.39%	6.84%	+0.45%

		2006/4/28	2006/8/19	増減
預金	3ヶ月	0.72%	0.72%	0.00%
	6ヶ月	1.71%	1.80%	+0.09%
	1年	2.07%	2.25%	+0.18%
	2年	2.25%	2.52%	+0.27%
	3年	2.70%	3.06%	+0.36%
	5年	3.24%	3.69%	+0.45%
	8年	3.60%	4.14%	+0.54%

		2006/4/28	2006/8/19	増減
預貸金利差	6ヶ月	3.69%	3.78%	+0.09%
	1年	3.78%	3.87%	+0.09%
	3年	3.33%	3.24%	-0.09%
	5年	2.88%	2.79%	-0.09%



【表】人民元新旧金利比較

【Chart3】預金貸出金利差推移



投資：2005年 - 2006年上半期の統計データと現場の眼から見た対中直接投資の動向

三菱日聯諮詢（上海）有限公司
（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）
投資チームリーダー 橋本忠広

第三次対中投資ブーム開始から5年が経過した2004年頃より、世界各国からの対中直接投資については「既に進出する企業は出尽くした」、「増加率は安定してきている」、「引き続き順調に増加している」というような様々な意見が聞こえてくる。本稿では、2005年および2006年上半期の統計データの分析を行うとともに現場にて日本企業の中国進出をサポートしている担当者の眼から見た現状を合わせて、実際の状況について述べてみる。

1. 最近の対中直接投資の動向

2005年 - 2006年上半期の対中直接投資に関する統計データを【表1～3】にまとめてみた。

2005年の世界各国から中国に対する直接投資は、プロジェクト数44,001件（前年比0.8%増）、契約金額1,890.65億米ドル（前年比23.2%増）、実行金額603.2億米ドル（前年比0.5%減）であり、過去と比べてプロジェクト数と契約金額の増加率は低下しており、実行金額については、2000年以降、初めて前年比がマイナスの数値となっている。

また、2006年上半期の数値は、プロジェクト数19,750件（前年比6.9%減）、実行金額284.28億米ドル（前年比0.5%減）であり、前年の同時期と比較してプロジェクト数も実行金額も減少している。

これらの統計データから対中投資は継続して行われているものの、その増加率は安定し、多少減少し始めていることが窺える。

日本からの投資については、【表-2】にあるように2006年上半期において、プロジェクト数は1,293件で、前年の同時期の1,620件と比較して、20%減となっており、実行金額については22.44億ドルで、前年の同時期の32.69億ドルと比較して、31.4%減となっており、大幅にスピードダウンしている。

統計データは上記の通りではあるが、現場では中国進出に関してお問い合わせを頂く日本企業の数が大幅に減少しているということはあまり感じられない。但し、2005年以降、製造企業の設立に関するお問い合わせが大幅に減少し、その反面で卸売・小売企業、物流業、飲食業などのサービス業への進出に関するご相談が増加しており、進出する業種については変化が起きている。

上海市において、この点は非常に顕著に感じられる。これは、2005年以降サービス業分野への外商投資規制が緩和されたことにプラスして、上海市が市場の成熟、周辺都市における顧客の集中、地理的条件、行政機関の新法規制への対応スピードやサービスレベル、人材などの面でサービス業への進出する条件を満たしているからであると考えられる。

上海市への直接投資に占める第三次産業の比率が高まっていることについては、統計データの上でも明白であり、上海市統計局が発布する『上海概覧2006』によると2005年の直接投資を産業別に見てみると、第三次産業が73.15億米ドル（契約金額）となり、全体の52.9%に達し、初めて過半数を超えている。第二次産業については、65.06億米ドル（契約金額）で、前年比7.9%減となっている。次章では、対中投資全体における産業別比率について見てみる。



【表1】世界各国から中国への直接投資（2000年～2006年上半期）

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年 1-6月
プロジェクト数 (件)	22,347	26,140	34,171	41,081	43,664	44,001	19,750
前年比	32.1%	17.0%	30.7%	20.2%	6.3%	0.8%	-6.9%
契約金額 (億米ドル)	623.80	691.95	827.68	1150.70	1534.79	1890.65	-
前年比	51.4%	10.9%	19.6%	39.0%	33.4%	23.2%	-
実行金額 (億米ドル)	407.15	468.78	527.43	535.05	606.3	603.2	284.28
前年比	1.0%	15.1%	12.5%	1.4%	13.3%	-0.5%	-0.5%

※2006年1-6月の前年比の数値は前年度同時期との比較値である。

【表2】日本から中国への直接投資

	2005年	2006年 1-6月
プロジェクト数 (件)	3,269	1,293
前年比	-5.4%	-20.2%
中国全体比	7.4%	7.2%
契約金額 (億米ドル)	119.20	-
前年比	29.6%	-
中国全体比	6.3%	-
実行金額 (億米ドル)	65.30	22.44
前年比	18.7%	-31.4%
中国全体比	9.0%	8.0%

※2006年1-6月の前年比の数値は前年度同時期との比較値である。

【表3】世界各国(日本)から上海への直接投資

	2005年	2006年1-6月	
		世界各国	日本
プロジェクト数 (件)	4,091	1,859	-
前年比	-5.6%	-2.6%	-
中国(上海)全体比	9.3%	9.4%	-
契約金額 (億米ドル)	138.33	72.23	7.40
前年比	18.3%	1.7%	-
中国(上海)全体比	7.3%	-	10.2%
実行金額 (億米ドル)	68.50	40.09	4.51
前年比	4.7%	3.5%	-
中国(上海)全体比	11.4%	14.1%	11.2%

※2006年1-6月の前年比の数値は前年度同時期との比較値である。

※日本からの投資の全体比は上海市全体に対する比較値である。

※【表1～3】中国統計年鑑・中国経済統計快報・新華網・中国統計摘要 2006・商務部・各省統計局のデータより三菱UFJ 諮詢(上海)有限公司 作成

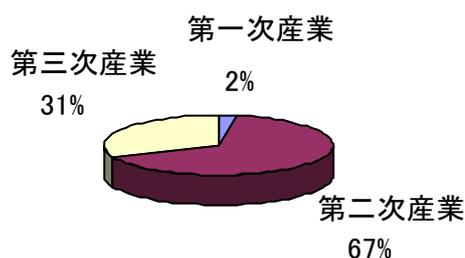
2. 産業別に見る対中投資

2005年および2006年1-5月の対中直接投資を産業別にグラフに表すと【グラフ1】のようになる。2005年のグラフと2006年1-5月のグラフを比較してみると、プロジェクト数、実行金額ともに第三次産業の割合が増加し、第二次産業の割合が減少している。また、過去の数値と比較した場合、2003年と2004年の直接投資に占める第三次産業の比率（プロジェクト数）はそれぞれ全体の24%と27%であり、その後の2005年の31%への推移と合わせて見ると年々増加していることが分かる。

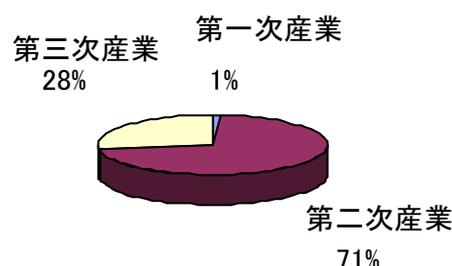
このような状況において、中国に進出する外資企業の間で激化している問題が「人材」獲得競争である。サービス業における人材の需要は、製造業と異なり、ワーカーではなく、都市部の高学歴の人材に対して高まるが、人材の供給量は不足しており、有能な人材の確保が難しい状況となっている。特に日系企業は、第一の篩（ふるい）として日本語を条件とするため、人材がかなり絞られるので、他の外国企業よりも厳しい状況にある。

【グラフ1】 産業別投資比率

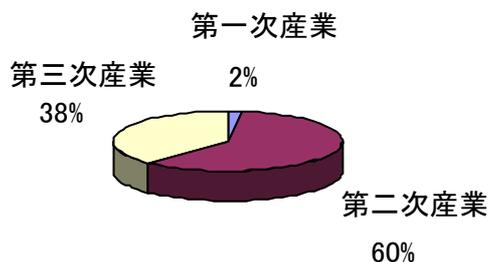
2005年(プロジェクト数)



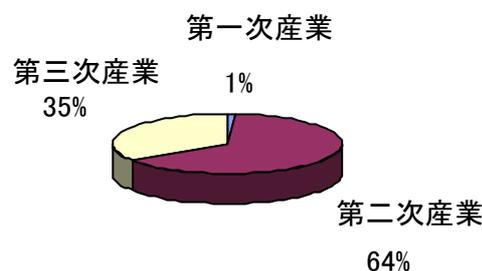
2005年(実行金額)



2006年1-5月(プロジェクト数)



2006年1-5月(実行金額)



※【グラフ1】 中国統計年鑑・中国統計月報のデータより三菱UFJ 諮詢(上海)有限公司 作成

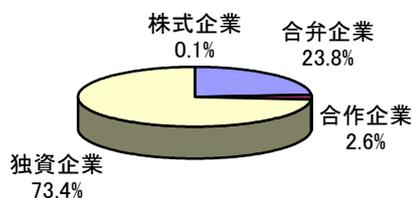
3. 投資形態で見る対中投資

投資形態（企業形態）については、合弁、合作、独資の「三資企業」が大部分を占めており、株式企業は0.1%強の比率である。過去の推移を見てみると2000年以前は合弁および合作の形態が過半数以上を占めていたが、2001年に独資企業の比率が過半数を超え、2004年は65%に達し、2005年以降は【グラフ2】の数値を見て分かる通り、70%を超えている。

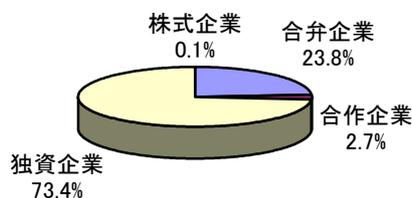
最近の日本企業の傾向から言うとサービス業については、独資の形態が多い。これについては、規制緩和され、独資企業の設立が認められたことを受けて投資を決定する企業が殆どであるのだから当然のことである。

製造業についても、独資の形態が主流であるが、特に中小企業の場合、新規で製造企業を設立するのに合弁の形態を選択する企業がまた増え出しているように感じられる。この場合の目的は、自社の初期投資額を抑えたいというのと自社に派遣すべき人材がいないので中方の人材を利用したいというのが狙いの場合が多い。しかしながら、過去の事例を見るとこの形での投資が、成功するケースは少ない。過去に同じような形で合弁企業を設立した企業も、他力本願なため企業の経営がうまく行かなかつたり、仮に経営がうまく行き、事業が成功した場合であっても中方に独立されてしまつたり、自社製品を横流しされてしまつたりしているというケースが多いようである。最近はそのような過去にマイノリティー出資の形で合弁・合作形式の製造企業を設立したけれど、マジョリティー獲得もしくは独資化、または合弁企業を解消して、新たに独資製造企業設立したいというお問い合わせも増えている。

【グラフ2】 投資形態比率
2005年(プロジェクト数)



2006年1-5月(プロジェクト数)



※【グラフ2】 中国経済統計快報のデータより三菱UFJ 諮詢(上海)有限公司 作成

4. 投資地域で見る対中投資

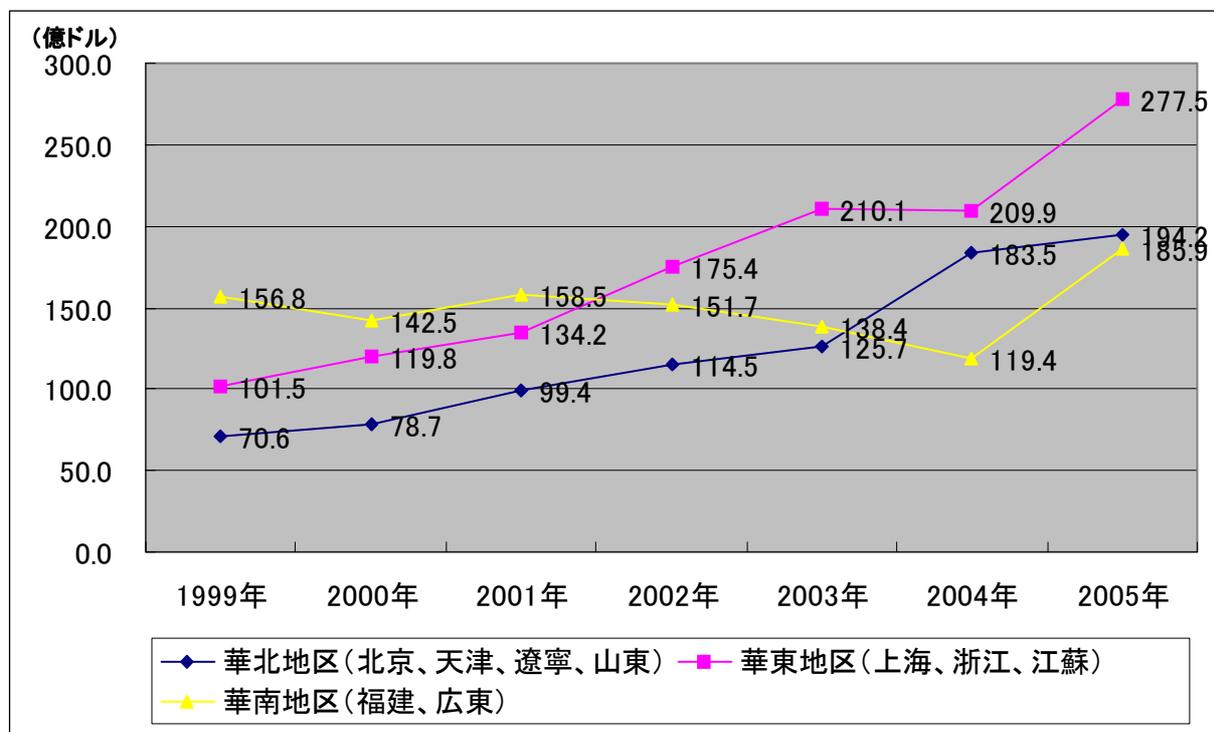
投資地域の推移については、【グラフ3】にまとめてみた。第三次対中投資ブーム以降、華東地区（上海・浙江・江蘇）への直接投資が増加しており、2004年に一時落ち着いたかに見えたが、2005年には更に増加している。華北地区（北京・天津・遼寧・山東）については、滑らかな右肩上がりの線を描いていたが、2004年に急激に増加し、華南地区（福建・広東）の数値を超えている。2005年は落ち着きを取り戻し、滑らかな増加を続けている。華南地区については、第二次投資ブームまでは非常に投資が集中していたが、第三次投資ブーム以降、勢いが落ちており、華東地区、華北地区に抜かれていたが、2005年度は巻き返しを見せている。



【グラフ3】 華北・華東・華南の地区別直接投資の推移(実行金額)

2005年直接投資プロジェクト数(前年比) 華北地区:12,564件(+11.2%) 華東地区:15,352件(-18.0%)
華南地区:10,372件(-2.1%)

※プロジェクト数は許認可数に基づいているが、華東地区のうち江蘇省のデータのみは工商登記数を利用しているため実際の許認可数より少ないと思われる。



※【グラフ 3】 中国統計年鑑・中国経済統計快報・新華網・中国統計摘要 2006・商務部・各省統計局・工商行政管理局のデータより三菱UFJ 諮詢(上海)有限公司 作成

以上

(執筆者のご連絡とメッセージ)

三菱日联咨询(上海)有限公司

上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号 匯亞大厦 2301 室

電話 : 021 - 5888 - 3590 FAX : 021 - 5047 - 2180

URL : <http://www.murcs.com.cn>

(弊社HPにおいて加工貿易の無料相談コーナーを開いたしてあります。ご登録は無料ですのでご利用ください。)

UFJ 綜研(上海)有限公司は、2006年6月26日より社名が変更となりました。



法律：中国で内容証明郵便に代わるやり方は？

リチャード法律事務所
法律顧問 高居宏文

昔から中国国内の訴訟では、「請求をした、していない」とか「通知をした、していない」とかの事実をめぐる争われることが多い。その場合、訴訟ではその事実が存在することを主張する者、すなわち、上述の例では、請求、通知をしたと主張する側（以下、「主張者」という）に立証責任がある。この場合、主張者は、ファックスの記録、EMS の配達証明、書留の配達証明を以って請求、通知をしたことを証拠として提出するが多いが、相手方はたいてい「届いていない」とか「届いているが中に何も入っていなかった又は別の物が入っていた」と主張する。中国の民法では、意思表示（観念の通知も含む）が相手方に「到達」することによって効力が生じることになっているので、発送を証明できてもそれが相手方に「到達」したことを立証できなければ、最終的に裁判所は、請求、通知の効力は生じていないと判断してしまう。人によっては、EMS の配達証明、書留の配達証明で到達したことが十分に立証できると考える人もいるが、実はそうではない。これらの請求、通知の内容文書が封書に入れられて送られる場合、それらの配達証明は単に「封書が相手方に届いたこと」を立証できるだけで、どのような内容の文書が相手方に到達しているかを立証できるものではない。

御存知のように中国では日本と違い内容証明郵便がない。したがって、中国では相手方に一定の内容の文書が相手方に到達したことを証明するために別の方法を自ら考えてやらざるを得ない。どのようにすれば一定の内容の文書が相手方に到達していることを証明する有力な証拠を確保できるであろうか？

公証役場と EMS 又は書留の併用

中国の裁判所では人証（人の証言）については証拠力があまりないと言われる。理由は中国では証人に賄賂を渡し自分に有利な証言をさせることがあまりにも多いからだといわれる。しかし、同じ人でも「公証人」の場合は異なる。公証役場の業務の一つに「事実の公証」というものがあり、公証人が事実を公証したのであれば、訴訟になってもそれは有力な証拠として扱われる。したがって、ここでは公証人を積極的に活用することになる。

一番理想的なのは、公証人を連れて相手方のところに行き一定の内容の文書をいつ相手方に渡したかという事実を公証人に公証してもらうことだが、その場合、公証人の出張費用と公証費用が高くなり、しかも相手方の不信感を買うことになるので、よほどのことがない限りあまりお勧めではない。

比較的簡便で証拠力を確保できるやり方は、公証人（注1参照）に郵便局まで来てもらい、どのような内容の文書を（注2参照）いつそれをどのような方法（EMS 又は書留郵便を使う必要がある。これらは何れも配達証明を後日取り寄せることができる。DHL などは私企業がやっており EMS と比べると証拠力が低くなる）で発送したかを公証人に公証してもらう方法である。このやり方を採れば、公証人の公証により、「どのような内容の文書をいつ相手方に発送したか」の事実を立証することができ、EMS 又は書留の配達証明により、「文書がいつ相手方に到達した」ことの実事実を立証することができ、両者を併せて使用することで、「一定の内容の文書がいつ相手方に送達されたこと」を立証することができる。この方法は、上述の公証人が直接相手方のところに行くのと違って相手方に公証をしていることを知られないので、不信感を買うことはなく、しかも公証費用も大体 200 円から 500 円（公証役場によって料金体系が異なる。タイムチャージではなく固定金額）とそれほど高くない（日本の場合、これは「事実実験公正証書」に相当するが、その場合の費用は 11000 円/時間）。御存知の通り、中国の債権の時効は 2 年間であり、時効を中断するためには、請求、相手からの承諾、訴訟が必要となる。相手から承諾を得るには一般的に困



難な場合が多く、また、訴訟をするのは大げさすぎるということが多い。やはり手軽に時効中断を確実にすることが重要であり、その観点から考えると公証人と EMS 又は書留郵便（配達証明付）を併用するというやり方がベターなのではないかと思われる。この方法は、実際の訴訟でも裁判官の支持を得られている。

注 1 . 公証役場の窓口の対応にはばらつきがあり、いきなり電話で尋ねると「そんな公証はできない」と言われることがある。こうした場合は無理に自力で探そうとせず、法曹関係に詳しい人から紹介を受けるのが良いだろう。

注 2 . 文書を送る方法としては、具体的には三通りの方法がある。

- 1 . 文書を封筒（文書の内容が見える窓付き封筒でもよい）に入れる
- 2 . 官製はがきに文書の内容を書き込む

EMS の備考欄の利用

で述べたように確実な証拠を確保するためには の方法がよいが、お金がなくもっと簡便にしたいという人のためにもう一つの方法を提案する。EMS の封筒に貼り付ける記入用紙の右上に備考欄がある。意思表示又は通知の内容の文書を封筒に入れるのはもちろんのことだが、この欄に「封筒に入れた文書の説明及び意思表示又は通知の内容」を記載してしまうという方法である。すでに述べたように配達証明は封筒が相手方に到達したことについては証明できるわけであるから、封筒の上にも複写で残る形で上述の内容の記載をしておけば、例え相手方が、「届いたが内容は入っていなかった」とか「届いたが内容は別の物だった」といっても、その EMS の封筒上の記載内容に基づき、相手方にその内容が到達したとの証拠を裁判所に提出することができる。ただ、記入用紙を見ても分かるように記載欄は非常に小さい。この小さなスペースに必要な内容を盛り込むことは困難な場合が多いので、この方法を用いる場合には如何に簡潔に必要な内容を盛り込むかが重要となり、注意が必要となる。

以上、中国で内容証明郵便がない中で採りうる有効な手段を紹介してみた。届いたか届いてないかで敗訴とならないよう重要な文書については、上述のいずれかの方法を探ってみたらいかがだろうか。

（執筆者のご連絡先とメッセージ）

リチャード法律事務所（上海市小耘律師事務所） 上海本部

（連絡先）住所：上海市延安東路 100 号聯誼大廈 1 8 楼

TEL：86-21-6323-6200 FAX：86-21-6321-8890

E-mail：takai@rwlawyers.com ホームページ：http://www.rwlawyers.com

拠点：上海、北京、天津、ニューヨーク

毎週月曜日に弊所では法務エッセイを無料で配信しております。御興味のある方は、以下のアドレスまでに会社名、氏名、電話番号、メールアドレスをご連絡の上、以下のアドレスまでに御申込頂きます様お願い致します。 saika@rwlawyers.com



税務会計：中国の会計・税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

会計、経営管理、税務、M&Aについて、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

会計 (担当：斉藤勝彦)

Question

「固定資産の減損会計」という言葉をよく耳にしますが、中国現地法人の経営者として知っておくべき基本的な内容を教えてください。

Answer

中国の会計制度においても、日本及び米国の会計基準、並びに国際財務報告基準と同様に「固定資産の減損会計」が導入されています。

特に生産型企业の場合、工場機械設備への巨額の投資額に対して減損会計が適用されることになり、決算数値に対する金額的な影響も巨額になるケースが多く、経営者にとって最も注意すべき会計実務の一つと言えます。

まずは、そもそも「固定資産の減損会計」とは何を意味するのか？ご説明します。簡単に言えば、固定資産の帳簿上の価値(帳簿価額)が、固定資産を使用することにより生じる将来キャッシュフロー又は売却価値(回収可能価額)より大きい場合に、再評価する会計処理を意味します。例えば、現在帳簿価額が100である工場機械設備があったとします。また、この工場機械設備の稼働は将来3年を予定しており、稼働により生じる将来キャッシュフローの現在価値の合計は50、稼働終了後(3年後)の売却額の現在価値は10であると予想されたとします。このケースの場合、回収可能価額(50+10=60)が、帳簿価額(100)を下回っており、差額の40について減損引当金を計上することになります。固定資産に関する評価減を実施する、とイメージしてください。

次に、中国の会計制度における主要規定についてご説明します。「企業会計制度第59条」において、次のいずれかの状況が存在する固定資産に対しては、減損引当金を計上すべき旨が規定されています。

1. 長期遊休で使用されておらず、予見可能な将来において再び使用される見込みがなく、なおかつすでに譲渡価値のない固定資産
2. 技術の進歩等の原因によりすでに譲渡価値のない固定資産
3. 依然使用可能であるが、使用後に大量の不合格品を発生させる固定資産
4. 破損し、使用価値及び譲渡価値を持たなくなった固定資産
5. その他、実質上すでに企業に対し経済的利益をもたらさず得ない固定資産

すなわち、上記の状況が存在する場合、現在の帳簿価額が回収可能価額を下回っている可能性があり(これを「減損の兆候」と言います) 将来キャッシュフローの見積計算等をベースとした詳細・具体的な検討が必要となります。

経営者としては、自社の固定資産について「減損の兆候」が存在するか否かを絶えずウォッチし、早期の対応を心掛けることが第一ステップとなります。仮に「減損の兆候」が疑われる状況がある場合は、担当会計士及び日本本社等に遅滞なく報告・相談することをお勧めいたします。



税務 (担当：堀越大三郎)

Question

最近、外国企業が中国国内から取得する利子・賃貸収入に対する営業税免除規定が廃止されたとのことですが、その内容を教えてください。

Answer

1997年3月、国家税務総局は、「外国企業が中国国内から取得する利子・賃貸収入に営業税が課税されるか否かに関する通知」(国税発[1997]35号)を公表し、外国企業が中国国内から得る有形動産の賃貸収入と利子収入は、その外国企業が有する中国国内の機構・拠点と関係が無い限り、営業税が免除されることを規定しました。この優遇政策は多くの外国企業がクロスボーダーリース(特にファイナンスリース)により中国国内において各種設備を提供することを促してきたといえます。

2005年2月、商務部は外資による賃貸業管理弁法を公表し、外国企業が中国国内に賃貸業務・ファイナンスリース業務に従事する外商投資企業を設立することを承認しました。この規定に基づき、中国国内の賃貸あるいはファイナンスリース業務拡大のため外商独資企業を設立した会社もある一方で、上述の営業税免除規定のため、このような外商投資企業の設立をためらう動きもありました。

2006年4月30日に国家税務総局は、「無効・廃止となる税収管理文書リストの通知」(国税発[2006]62号)を公表し、上述の国税発[1997]35号を廃止しました。

これに伴い、中国国内に機構・施設を有しない外国投資者であっても、中国国内から利子・賃貸収入を取得する場合には5%の営業税が課される事になりました。この営業税免税規定の廃止により、中国国内で賃貸業務やファイナンスリース業務に従事する外商投資企業の設立の動きが想定されます。

当該通知(国税発[2006]62号)には、廃止目的・発効日及び実施細則などの事項は明記されていませんが、既に営業税を納税しない限り利子・賃貸料の外国送金を認めないとの立場を採っている税務局もあります。これら取引を有する企業は、今後の状況を見極め、必要に応じ専門家へ相談されることをお勧めします。

経営管理 (担当：須原誠)

Question

中国現地法人の財務報告に係る内部統制を整備するに当たってとりあえず早急に着手すべきポイントを具体的に教えてください。

Answer

「内部統制とは、基本的に、業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動に係る法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得る為に、業務に組み込まれ、組織内の全てのものによって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング(監視活動)及びIT(情報技術)への対応の6つの基本的要素から構成される。」と「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案(平成17年12月8日企業会計審議会・内部統制部会)」に定義されています。

6つの基本的要素は、内部統制の目的達成に全て必要であると共に、内部統制の有効性を判断する際の基準となります。これら6つの基本的要素が適切に整備され、それらの要素が全て有効に機能していれば、貴社の内部統制は有効に機能しているといえます。この6つの基本的要素の中で一番重要であり、中国現地法人にとってもっとも整備が難しいのが統制環境です。なぜなら統制環境は他の基本的要素の前提であり、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリ



ング（監視活動）及びIT（情報技術）に影響を及ぼす内部統制の基盤だからです。よって、今回は統制環境に絞ってお答えします。

統制環境として「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案」は 誠実性及び倫理観、経営者の意向及び姿勢、経営方針及び経営戦略、取締役会及び監査役又は監査委員会の有する機能、組織構造及び慣行、権限及び職責、人的資源に対する方針と管理、以上7つの事項を挙げています。そして、中国現地法人にとって統制環境を整備することが難しい理由の例を7つの事項に対応して挙げると以下のようになります。

誠実性及び倫理観という概念に対する意識差異。

日本式経営哲学と中国式経営哲学及び就業意識の差異。

株式保有優位者が経営方針・戦略の主導権を持つと考える日方と、自分達がいなければ中国での経営そのものが出来ないと考える中方との意識差異。

董事会が形骸化し、形だけの董事会議事録を監査資料として提出する日方・中方両者の内部統制に関する意識不足。

「あうんの呼吸」を組織運営の中心におく日本の属人的業務慣行と「これは規則」を組織運営の中心におく中国の組織中心縦割業務慣行における意識差異。

「気働き」を意識の中心におく部門・職責横断型の日本式職責感覚と、「これは自分の仕事ではない」と言い切る部門・職責引きこもり型の中国式職責感覚における意識差異。

人件費抑制と離職率を気にする日方の儉約志向と、日本以外の外資系企業と比較し自己の金銭的将来成長可能性を気にする中方の上昇志向との意識差異。

意識差異は文化的相違から来る為、早急に対処することは困難ですので、事項 に対してのみ、以下の3点を早急に着手することをお勧めします。

- 幹部会議、経営会議での重要決定事項について、その判断に至った背景説明を含めて、さらには、各法人（部門）のビジネスの方針、内容、環境などの変化について、その要点を、文書として整理し、一元ファイル管理する。
- 日本本社からの内部監査、監査役監査及び会計事務所等による外部監査による指摘事項については、今後の対応方針、改善措置状況を一覧表で整理する。また日本本社にて、中国全体に水平展開すべき事項があれば、社内通達文書として作成し、全ての中国現地法人に送信する。
- 前述の文書に記載された財務に係る重要事項について、財務部門として確認を行い、決算処理に関連するものについては、決算上の判断、取り扱いについて、財務部門としてのコメントを文書で整理する。決算処理に関連するものについては、事前に担当会計事務所と相談を行い、会計事務所側からのコメントを整理しておく。

意思決定が董事会などで行われるという形式だけでなく、どのような案件が、どのような組織レベル、どのようなプロセスを経て意思決定されたのかを明確にし、意思決定プロセスの記録は適切に行われているか、そしてその結果が組織にしっかり伝達されているか、決定事項が遂行される統制の仕組みが整備され適切に運用されているか、その運用状況がどのように監視・監督されているかを明確にすることが中国現地法人の財務報告に係る内部統制整備の第一歩です。

（執筆者のご連絡先とメッセージ）

プライスウォーターハウスクーパース中国
中国日系業務担当パートナー 齊藤剛
中国上海市湖滨路 202 号普華永道中心 11 楼
Tel : 86 + 21 - 61238888
Fax : 86 + 21 - 61238800

中央青山監査法人
国際本部中国ビジネスグループ統括リーダー
担当パートナー 高月重弘
日本東京都千代田区霞が関 3-2-5
霞が関ビル 32 階
Tel : 81+3-55322503 Fax : 81+3-55322504



人事：成功する人材採用とは？

パソナアジアグループ・パヒューマヒューマンリソース上海
シニアマネージャー 松村 扶美

中国市場が従来の「生産拠点」の役割に加え、新しく「消費市場」「研究開発基地」として成長を遂げる中、企業の事業戦略の多様化、高度化に伴い、より有能な人材の採用が求められています。また世代交代に対応するためにも、次世代のリーダー、管理職候補の育成、増強は重要な課題です。しかしながら、中国の人材市場では中国人スタッフの賃金上昇」という問題に加え、依然として「求める人材の獲得が困難」「人材の流動率が高い」状況が続いております。実際、採用の現場では、「せっかく採用したにも関わらず、離職が多く、定着率がよくない。」「権限委譲を図り、現地化を進めたいが、有能な人材が採用できない。」という声も多く、ホワイトカラー層のコア人材の採用に関する悩みは尽きません。原因は様々な要素が考えられますが、採用時のミスマッチに起因していることも少なくありません。

企業にとって必要なコア人材を採用の段階でどのようにして見極め、育成し、活用していけばよいのか。今回より3回に分けて、変化の激しい中国の人材市場での「成功する人材採用」について、ご説明したいと思います。

1回目は「採用を始める前に」と題し、採用条件設定までの手順について述べ、2回目は「具体的な採用手順とテクニック」、3回目は「採用面接におけるチェックポイント」を考察して参ります。

1. 採用を始める前に ~採用条件設定までの手順~

1) 中長期の人員計画と採用方針の明確化

採用活動を始める前に、今後の事業計画に沿った人事戦略、人員計画と照らし合わせる事が成功する採用の第一歩です。人事部の役割として、採用だけでなく事業計画に基づいた現地化のための人材育成を実施していくことが必要となります。中国の現地法人の場合、人事部がない場合もありますが、経営層には、必ず採用を始める前に、アジア、中国での事業戦略の方向性を明らかにし、次に必要となる人員計画を策定し、後継者候補の育成を計画していくことが求められます。

また、具体的な採用活動に入る前には、「採用方針の明確化」も必要です。各企業の経営方針は採用基準に表れるといっても間違いのないでしょう。頭の中で担当者が各自の判断で採用基準を設定しないよう、実際に言語化して人事採用関連のメンバーで共有化することが大切です。具体的には、各企業が持つ強みともいえる「企業理念、価値観、哲学」を採用の段階で今一度整理し、言語化していきます。こうした作業は、企業の強みを再確認し、自社のアピールポイントにもなります。

2) 採用条件設定のための2ステップ

具体的に採用条件を設定する為には、下記の2つのポイントを抑えておく必要があります。

採用ポジションにおける職務内容を明確にする。

職務内容に合致した求人条件を設定していく。

職務内容の明確化

中国人のキャリア観として、自己の専門分野に対する認識、意識を強く持っています。採用において、日本式の採用後、部署や職務を振り分けるといったスタイルは馴染みません。日本社会の「社内での昇格、昇進」によってキャリアアップを図るのが一般的な終身雇用型ではなく、中国では自己の市場価値の向上に努め、転職を繰り返しながらキャリアアップを図る社会です。基本的には同一職種での転職が多く、高い専門性を追及していくことで人材の市場価値を高めていきます。そのため、採用時において、「採用ポジションの職務内容」は非常に重要になってきます。せっかく採用をしても、「当初の話と違う」「やりたい仕事ではなかった」と簡単に転職をしてしまいます。中国人スタッフは、自己の責任範囲とされた業務の遂行度は高いのですが、責任範囲外の業務には無関心という傾向があります。日本的な「言



わなくても気づいてくれるだろう、当然やってくれるだろう」という思い込みを持ち込まないことが大切です。単に「営業が出来る元気のいい男性を採用したい」といった人物像（求人要件）ではなく、「具体的に何をしてもらうのか」という職務内容の具体化、明確化が重要ポイントです。

よって、組織 職種 職位 における企業の事業計画を加味して 何をしてもらうのか（職務内容）という人物像を整理することが必要です。

組織図の作成

具体的に組織図を描き、組織の中での職務の位置付けを検討し、上司のレポートライン、守備範囲をできるかぎり明確にします。必要とされる専門性や語学力はレポートラインや具体的な職務内容によって異なるためです。組織によっては中国全土、リージョナルの組織体制の確認も必要となるでしょう。

職種の設定

立ち上げ時や、小規模の企業の場合、守備範囲が広く職種が明確に定まらないこともあります。その場合は、前述したように中国人スタッフの働き方は、同一職種での転職が多いことを考慮し、入社後のキャリアパスや具体的な職務内容について相互の十分な理解と確認が必要です。

職位の設定

高い昇給率と離職率の中国では、昇給と昇格をうまく組み合わせた人事施策が不可欠です。昇給には限度があり、昇給だけで人材をとどめておくことは困難です。面子を重んじる中国では、スタッフは職位に対して非常に敏感です。同時に中国人は実質も非常に重視するため、職位と賃金テーブルの連動は必須であり、安易な職位の設定は雇用コストの増大、組織の混乱を招く原因になります。採用にあたっては、職位と責任、権限を明確にする必要があります。職位の表記方法で中国語のタイトルと英語と日本語表記が混在しているので設定には注意が必要です。

職務内容のポイント

上記の、組織、職種、職位が明確になって「何をしてもらうのか」が明確になってきます。職務内容のポイントは下記の4つのとおりです。

- 業務責任範囲を具体的にする
- 管理責任範囲を人、もの、金、エリアで絞る
- 業務目標を定量化する
- 権限やレポートラインを明確にする

求人条件の設定

欲しい人物像が明確になり、「何をしてもらうのか」という職務が明らかになって、次は「どんな人材が必要か」という求人要件の設定が可能になります。

まず、求人条件の設定には、で浮き彫りになった人材像をもとに、必要な能力、スキルを洗い出すことが必要になります。この要件を満たすことが出来る人材の可能性や、人材市場の調達状況も考慮して、求人条件を決定します。

求人要件の設定には下記が挙げられます。

専門スキル、資格、関連業務での経験、業務実績、年齢、性別、語学能力、国籍、戸籍、性格、思想スタイル

求人条件の設定時に、あれもこれもと条件に対する要求が多くなる傾向がありますが、現在、採用するポジションに対して

最低限必要な条件は何か



優先順位が高い条件は何かを明確にしていく必要があります。
今後の募集段階での書類審査や、面接時での意思決定をする際にも重要になります。

雇用条件の設定

次に、求人条件に合致した雇用条件（主には具体的な処遇）を設定していきます。設定された具体的な処遇が市場価値に即しているのか、定着にとって魅力的かどうか検討していく必要があります。

雇用条件としては主には処遇（賃金相場、昇給、賞与）と雇用契約の条件の2つに分かれますが、具体的には下記のような要素があります。

賃金相場
昇給昇格
賞与
福利厚生
手当
労働時間
休暇
試用期間
インセンティブ

賃金相場は、雇用条件を設定する際の主要な項目です。賃金相場が市場価値と大きく乖離している場合には、人材の調達が困難になります。変動する給与相場の把握は人事部にとって容易な作業ではありませんが、各種のサーベイデータを活用し、欲しい人材市場の地域格差、市場格差から総合的に検証することをお勧めいたします。

また、給与以外の条件設定を工夫することで採用がスムーズになります。確かに賃金相場は雇用条件においてかなりの比重を占めますが、賃金以外の条件でも人材を引き付ける雇用条件の設定は可能です。例えば、賃金相場は一般的な場合でも、賞与を弾力的に設定したり、福利厚生の充実を図ったり、働きやすい労働時間の設定をする等、魅力的な条件を整えることで付加価値が生まれます。

また、雇用条件の設定とは若干異なりますが、採用にあたって該当ポジションにおける昇給昇格の具体的なシミュレーションをいくつか想定しておくことも効果的です。現在の中国におけるホワイトカラー層は売り手市場と言われていますが、このような環境での就職活動では求職者はどうしても現状の待遇にこだわりがちです。しかし発揮能力別の中期的なキャリアパスと、それに伴う処遇をイメージできれば、短期的な条件に左右されない選択を促すことも可能です。

今回は具体的な採用手順とテクニックについてご説明します。

（執筆者のご連絡先とメッセージ）

中国：パヒューマ上海

上海市淮海中路 222 号力宝広場 910 室 〒200021

TEL：86-21-5382-8210 FAX：86-21-5382-8219

E-mail：pahuma@pahuma.com.cn

日本：パソナグローバル

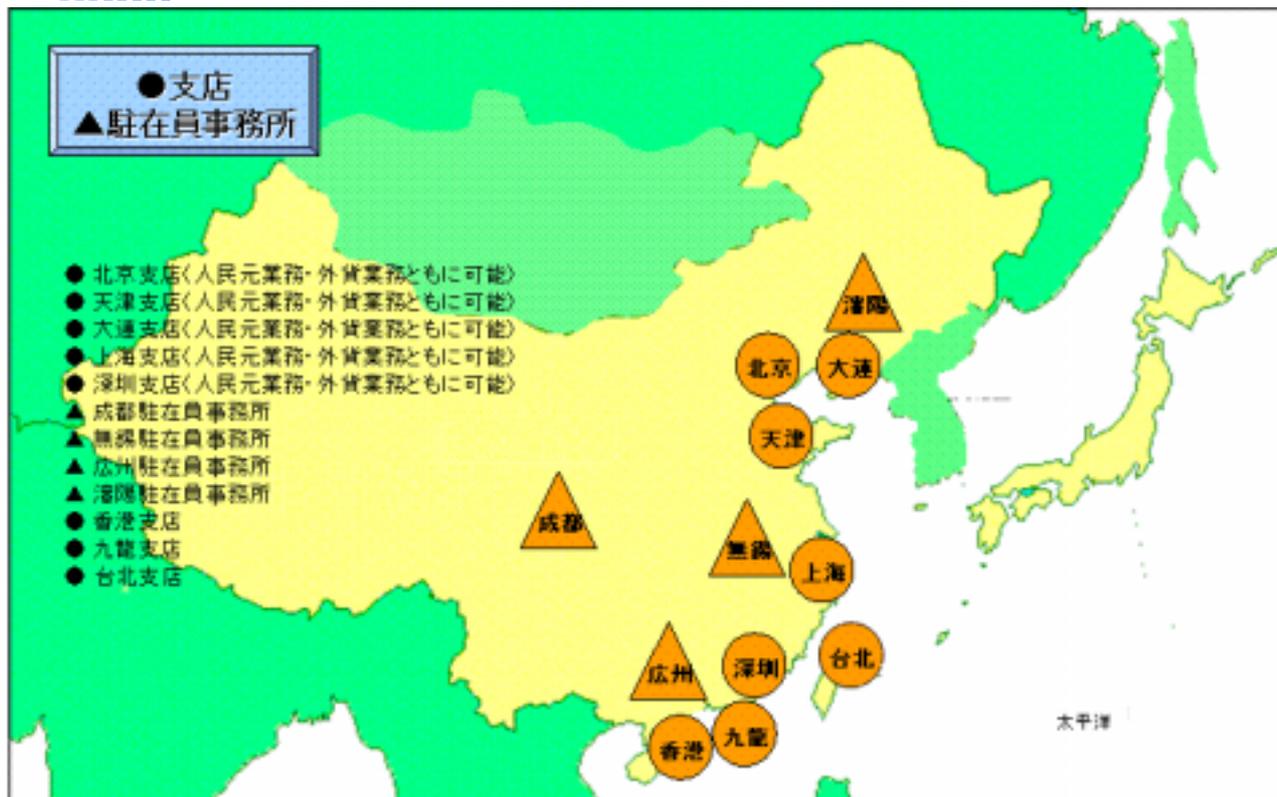
東京都千代田区大手町 2-1-1 大手町野村ビル 5F

TEL：03-6214-12571 FAX：03-5200-3077

E-mail：job@pasona-global.com ホームページ：www.pasona-asia.com



BTMU中国ネットワーク



	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2樓	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津國際大廈21樓	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11樓	86-411-8360-6000
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 AZIA 中心20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市羅湖区建設路2022号 深圳國際金融大廈16樓	86-755-8222-3060
成都駐在員事務所	四川省成都市総府街31号 成都総府皇冠假日酒店 (ホリデイインクラウンプラザ)2617号室	86-28-8674-5575
無錫駐在員事務所	江蘇省無錫市五愛路33号 中国人民銀行大樓1903室	86-510-8275-2005
広州駐在員事務所	広東省広州市天河北路233号 中信広場28-02室	86-20-3877-0268
瀋陽駐在員事務所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方圓大廈7階705号	86-24-2250-5599
香 港 支 店	8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部 中国業務支援室

東京：03-5252-1648（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）

「BTMU中国月報」編集責任：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室 情報開発チーム

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。